

令和4年11月定例会

総務委員会資料
(企画財政部)

請 願 ・ 陳 情		令和4年11月議会提出分		新 規 ・ 継 続	
受 理 番 号	受 理 年 月 日	件 名	請 願 ・ 陳 情 者 名		
81	令和4年 11月21日	消費税インボイス制度の実施 延期に関する意見書の提出に ついて			
請 願 ・ 陳 情 の 要 点			左 に 対 す る 措 置 等		
<p>コロナ禍や急激な円安、物価上昇、ウクライナ危機が日本経済に影響を与える中、令和5年10月から消費税インボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしている。</p> <p>同制度が実施されれば、年間の課税売上高1,000万円以下の中小事業者、農家やフリーランスなどの個人事業主、シルバー人材センターなど多くの事業者に新たな消費税負担を強いることになる。また、適格請求書発行事業者として登録しない消費税の免税事業者は、商取引から排除されるという重大な問題があり、同制度は、コロナ禍から再起を図る事業者にとって重い足かせとなる。</p> <p>また、財務省では、同制度が実施されれば新たに約2,480億円の消費税収入が増えると試算しており、これは全て消費者の負担になる。</p> <p>さらに、同制度については、税理士団体などの多くの団体が中止や凍結を求めている。</p> <p>については、消費税インボイス制度の実施延期について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出するよう陳情する。</p>					

請 願 ・ 陳 情		令和4年11月議会提出分		新 規 ・ 継 続	
受 理 番 号	受 理 年 月 日	件 名	請 願 ・ 陳 情 者 名		
83	令和4年 11月22日	市民税・県民税(所得・課税) 証明書の従来様式への変更について			
請 願 ・ 陳 情 の 要 点			左 に 対 す る 措 置 等		
<p>地方自治体の情報システムの標準化推進等により、令和3年9月に市民税・県民税（所得・課税）証明書の様式が変更され、従来、非課税を証明する際には記載されなかった「収入の種類やその金額、所得金額、各種人的控除額」等、個人のプライバシーが記載されるようになった。</p> <p>現在は市民からの要望により、各金額等が分からないように配慮されているが、予防接種や各種検診において非課税であることの証明書が必要な市民からは「市民税・県民税が非課税であることだけが分かればいい、元の証明書に戻してほしい」との訴えも多く、また、予防接種や検診業務を担当する保健所職員も「証明書の提示を受ける医療機関も各検診会場でも、ただ非課税であることだけが分かる証明書であればいい」と私たちの考えに理解を示している。</p> <p>以上の実情から、情報システムの標準化を優先するのではなく、従来の様式に戻し、インフルエンザ予防接種や各種検診で費用の助成を受けるために必要な市民税・県民税（所得・課税）証明書は、従来と同じように、非課税であることだけが証明される様式に戻すよう陳情する。</p>			<p>各種手続で市民税に関する証明書を必要とする場合、専ら課税・非課税の別に加えて、所得額・控除前の収入額について証明・記載を求められることから、市の発行する証明書は、課税に係る情報を全て記載した様式としている。</p> <p>本陳情の、非課税であることだけ分かればよい証明書は、高齢者の肺炎球菌感染症予防接種、高齢者インフルエンザ定期予防接種、がん検診等の各種検診に限りて求められるものであり、世帯員全員が非課税の場合のみ発行可能である。</p> <p>現在は、それらの証明書を発行の際、本人から所得額等を非表示としてほしい旨の要望があれば、所得額等を非表示としたうえで、非課税と判断できる証明書を交付しており、今後も継続して対応を続ける。</p>		

請 願 ・ 陳 情		令和4年11月議会提出分		新 規 ・ 継 続	
受 理 番 号	受 理 年 月 日	件 名	請 願 ・ 陳 情 者 名		
84	令和4年 11月22日	障がいのある方の軽自動車税 減免申請期限を変更する秋田 市市税条例の改正について			
請 願 ・ 陳 情 の 要 点			左 に 対 す る 措 置 等		
<p>障がい者に対する軽自動車税減免に関しては、国（総務省行政評価局）が平成27年3月に減免申請期限を「納期限の7日前」から「納期限まで」とする弾力的な扱いについて、見直しのあっせんを行っている。</p> <p>また、秋田県では、県税の自動車税減免で障がい者の減免申請期限を納期限までと定め、長年減免決定している。これは、減免対象となる要件が障害者手帳等ですぐ判断でき審査が短時間で済むためである。</p> <p>秋田市で今年5月に、前年まで障がいのため軽自動車税が減免になっていた71歳の方が、手術後に退院し自宅療養中の体調が悪く、減免申請の手続が期限に間に合わない事例があった。申請期限は過ぎたが、まだ納期限前であり、障がいの程度には何も変化はない状態だったが、秋田市は、「申請期限内に申請できないやむを得ない特段の事情があったとは認められない」と判断し、減免しなかった。</p> <p>「体調が悪くて減免申請期限に間に合わなかった」という本人の申立てに寄り添うことなく、「特段の事情とは認められない」とする対応は、障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例を制定し、障がい者への合理的配慮を掲げている市の考えに合ったものだろうか。</p>			<p>平成27年3月の総務省行政評価局のあっせんによる申請期限の弾力的な取り扱いは、各自治体によって納期が異なることから、減免申請の期間を十分確保できるようにするためのものである。当市の軽自動車税の納期は5月1日から31日までの1ヶ月を確保しており、「納期限前7日」の申請期限であっても3週間以上の申請期間が確保されている。また、大量に提出される申請書の内容を精査し、納期限までに減免決定等の通知を行うために、7日程度の処理期間を設けることは必要であるから、市税条例の改正について検討する予定はない。</p> <p>減免申請は、賦課決定された年度ごとに行うものであり、毎年申請が必要となることから、前年度に減免を受けた納税義務者については記載事項を省略した申請書様式を納税通知書と同日に送付する等、手続の負担軽減のための配慮を行っている。</p> <p>また、減免申請については、代理人による提出も可能であるが、事前に期限までに提出できないことについて相談を受けた場合は柔軟に対応する等、合理的な配慮を行っており、今後も同様の対応を</p>		

<p>については、障がい者の軽自動車税減免申請期限を納期限までに変更する秋田市市税条例の改正を陳情する。</p>	<p>行っていく。 なお、言及されている今年5月の事案では、事前連絡がない状態で、納税通知書のみが送付されたものである。</p>
--	--

外旭川地区まちづくり基本構想（原案）について

- 1 「秋田市外旭川地区まちづくり基本構想 骨子（案）」に対する意見募集の結果について 資料1
- 2 秋田市外旭川地区まちづくり基本構想（原案） 資料2

「秋田市外旭川地区まちづくり基本構想 骨子（案）」に対する
意見募集の結果について

1 意見募集の概要

(1) 実施期間

令和4年10月19日（水）から令和4年11月8日（火）まで（21日間）

(2) 意見提出の対象者

- ・秋田市内に住んでいる人
- ・秋田市内に事務所、事業所を有する人
- ・秋田市内の事務所、事業所に勤務する人
- ・秋田市内の学校に在学している人

※市民100人会会員にも意見提出を依頼

(3) 意見提出方法

意見提出用紙に、基本構想骨子(案)の各章（1章から8章まで）に対する意見と、氏名、住所等を記載し、意見提出箱に投函するか、郵送、FAX、電子メール又は電子申請により提出。

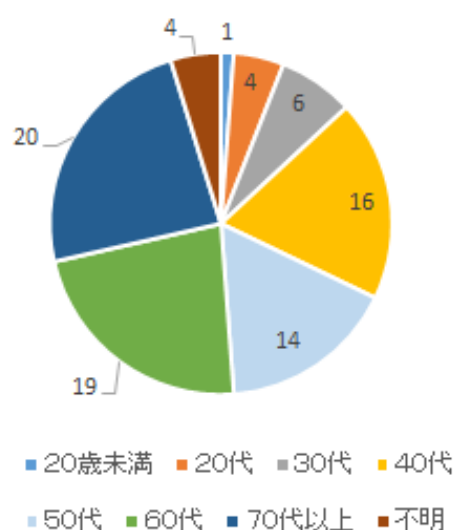
2 意見提出の状況

(1) 意見提出者数

- ・意見提出者数（匿名者除く） 84人
- ・年代別には、40代以上から多く意見が寄せられており、特に60代以上が多い。

<年代別意見提出者数>

年代	人数	割合
20歳未満	1	1.2%
20代	4	4.8%
30代	6	7.1%
40代	16	19.0%
50代	14	16.7%
60代	19	22.6%
70代以上	20	23.8%
不明	4	4.8%
合計	84	100%

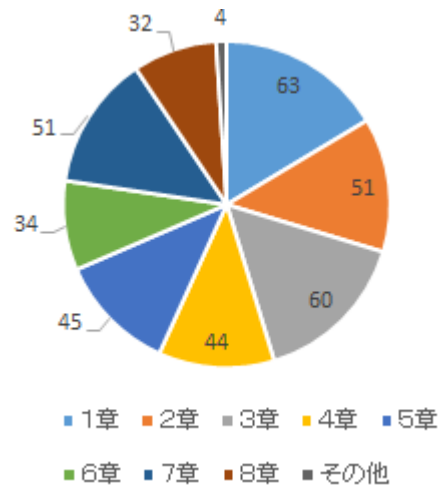


(2) 意見数

- ・意見数（匿名者除く） 384件
- ・「1章 まちづくりの目的」および「3章 モデル地区における取組と目指す効果」に対する意見が多い。
- ・年代別には、40代以上から多く意見が寄せられており、特に60代以上が多い。

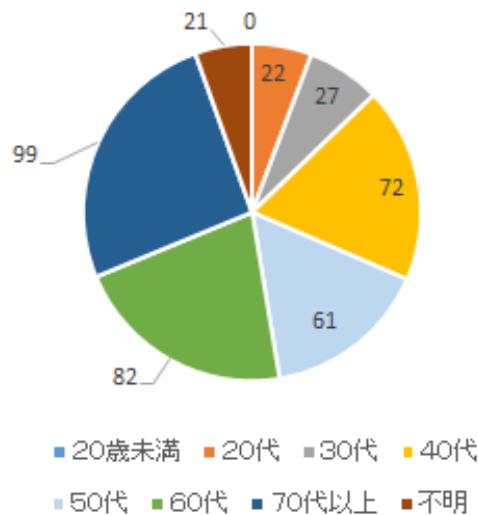
<章ごとの意見数>

章	意見数	割合
1章 まちづくりの目的	63	16.4%
2章 モデル地区として検討する範囲	51	13.3%
3章 モデル地区における取組と目指す効果	60	15.6%
4章 土地利用計画・土地利用上の手続と課題	44	11.5%
5章 インフラ整備方針	45	11.7%
6章 想定事業スケジュール	34	8.9%
7章 地域への経済効果・地元企業の活用方針	51	13.3%
8章 リスク分析・関係法令の整理	32	8.3%
その他	4	1.0%
合計	384	100.0%



<年代別の意見数>

年代	意見数	割合
20歳未満	0	0.0%
20代	22	5.7%
30代	27	7.0%
40代	72	18.7%
50代	61	15.9%
60代	82	21.4%
70代以上	99	25.8%
不明	21	5.5%
合計	384	100.0%



3 主な意見

(1) まちづくりの目的・推進

人口減少が喫緊の課題であるとの認識から、本市のまちづくりの目的について理解できる、進めるべきであるとの意見が複数寄せられている。その一方で、人口減少下だからこそ、本事業を見直すべきという意見や、具体的なイメージが持てないなどの意見があった。

〈まちづくりに賛同する意見〉（1章＝11件、2章＝3件、3章＝3件）

- ・民間企業との協働はこれからのまちづくりのあり方である。
- ・何もしなければ変わらない。
- ・人口減少対策としてこのまちづくりを進めることは良いことだ。

〈見直しを求める意見〉（1章＝5件、2章＝5件、3章＝3件）

- ・コンパクトシティに反するものである。
- ・卸売市場と他の施設との関連性が見えず、卸売市場の再整備に特化した方が良い。
- ・中心市街地の衰退につながる。
- ・実施しないという案はないのか。

〈モデル地区での取組に対する意見〉（1章＝3件、2章＝2件、3章＝6件）

- ・成果がどのように波及するかが全く見えない。
- ・7つの取組や具体例は、本市の課題の解決策として疑問である。
- ・例示には、この地域でなければできないというものほとんどない。

(2) 新スタジアム整備

新スタジアム整備を望む声が多く、また、新スタジアムに求める機能についても意見が寄せられ、市民が広く活用できる施設であることが求められているが、整備の場所については、八橋を望む意見も複数あった。

〈モデル地区での新スタジアム整備に賛同する意見〉（3章＝11件）

- ・若者の定着や交流人口の拡大、健康増進など、本市の課題解決につながる。
- ・子育て世帯や高齢者も楽しめ、活用できるような機能、取組が欲しい。

〈新スタジアム整備の場所に関する意見〉（3章＝6件）

- ・平日の仕事帰りに気軽に行ける場所ではない。
- ・八橋への整備が適当である。
- ・モデル地区整備の理由とするならば、スタジアムを外旭川地区に整備することを正式に決定することが最優先でないか。

(3) 商業施設

商業施設に関する意見については、整備を求める声が寄せられている一方で、不要である、中心市街地や既存の商店への影響を懸念するといった意見も見られた。

〈商業施設は必要であるという意見〉（1章＝2件、2章＝2件、3章＝3件）

- ・御所野以外の選択肢ができ、分散されるのは良いことだと考える。
- ・秋田北インターチェンジからも近く県外からの集客も見込めることから、若者にとって魅力のある、北東北にはないショッピングモールを検討してほしい。
- ・従来型のショッピングセンターと異なるという点に期待している。

〈商業施設は不要であるという意見〉（1章＝1件、2章＝2件）

- ・市街化調整区域にショッピングモールを造ることは反対である。
- ・多額の税金を使って新たに商業施設中心の「まち」をつくる必要はない。
- ・千人単位の新規雇用が生まれても、ほとんどがパートであり、市民の所得向上につながらない。

〈中心市街地・既存の商店への影響を懸念する意見〉

(1章＝1件、2章＝1件、7章＝2件、その他＝2件)

- ・周辺にある既存のスーパーや商店への悪影響はどう考えているか。
- ・中心市街地の衰退が加速する。
- ・御所野、秋田駅周辺、外旭川と人の流れが分散してしまう。

(4) 交通量の増加・インフラ整備等に関する意見

新スタジアムや民間施設が整備されることに伴い、周辺での交通量の増加を懸念する意見が多く見られた。また、新たなインフラ整備にかかる費用や維持費等を懸念する意見が寄せられた。

〈交通量増加に関する意見〉(5章＝7件)

- ・新スタジアム整備に伴い、試合前後の渋滞発生への対策は考えているか。
- ・渋滞を考えると、卸売市場と新スタジアムは分けて考えるべき。
- ・他都市では、週末は商業施設周辺で大渋滞が発生する事例も見られる。新スタジアムも併設するとすれば周辺道路の動線について考える必要がある。

〈新たなインフラ整備に関する意見〉(5章＝4件)

- ・既存のインフラの更新にも多額の費用が見込まれることから、これ以上大規模なインフラは新設すべきではない。
- ・新たなインフラ整備による維持費が増大し、既存のインフラの修理等が後回しになることが心配である。
- ・住宅街の老朽化したインフラの更新に注力すべきである。

(5) スケジュール

スケジュールについては、スピード感を持って進めてほしいという意見が多数であった。これは、主にまちづくりに賛同する方からの意見と思われる。

〈迅速に進めるべきという意見〉(6章＝14件)

- ・時間がかかり過ぎては、若い人は興味を失う。
- ・人口減少は待ったなしで進んでおり、民間事業者のノウハウを生かし、スピード感を持って進めるべきである。
- ・民間商業施設、新スタジアムに関してはもっと早く進めてほしい。

〈慎重に進めるべきとの意見〉(6章＝2件)

- ・市の将来にかかわる重要な決定となることから、もう少し丁寧かつ慎重に進めてほしい。
- ・民間施設に関しては、目的、必要性を慎重に吟味して計画してほしい。

秋田市外旭川地区まちづくり基本構想（原案）

目次

基本構想の構成と基本計画段階の検討事項	2
1章 まちづくりの目的	3
2章 モデル地区として検討する範囲	5
3章 モデル地区における取組	7
4章 土地利用計画	18
5章 インフラ整備方針	23
6章 想定事業スケジュール	25
7章 地域への経済効果・地元企業の活用方針	26
8章 リスク分析・関係法令の整理	29

基本構想の構成と基本計画段階の検討事項

本市が策定するまちづくり基本構想は、まちづくりの目的や、そこでの取組と目指す成果を明らかにし、モデル地区の範囲や整備を想定する施設機能、土地利用上の課題等を整理するなど、まちづくりの大きな方向性を定めるものです。

構成	基本構想（原案）	基本構想（案）	まちづくり基本計画段階の検討事項 （令和5年度以降を想定）
まちづくり懇話会 説明時期	第4回（令和4年11月24日）	第5回（令和5年2月2日）	—
1章 まちづくりの目的	背景、まちづくりの目的、外旭川地区にモデル地区を整備する理由、基本構想の位置付け、上位計画・関連計画との整合性	→追記・修正	
2章 モデル地区として検討する範囲	外旭川地区の概況、モデル地区として検討する範囲、現状、地権者の状況	→追記・修正	地域未来投資促進法に基づく重点促進区域の検討、設定
3章 モデル地区における取組 (1)～(4)	モデル地区における取組、施設配置図、イメージパース、7つの取組の連携と得られる成果	→追記・修正 (取組の具体化)	モデル地区における取組や事業主体の具体化、施設配置等の詳細な検討
(5) モデル地区において整備を検討する施設機能	—	—	—
ア 卸売市場（再整備）	必要性、事業主体、再整備場所、秋田市卸売市場の長期的なあり方等	→追記・修正 (卸売市場再整備基本構想を反映)	(卸売市場再整備基本計画による)
イ 新スタジアム	これまでの検討の経緯、必要性、建設地の適否についての考察、事業者提案による新スタジアム建設計画	→追記・修正 (想定事業費、想定される費用負担)	基本構想に基づき、県等を含めた協議に着手 想定事業費、想定される費用負担の詳細な検討
ウ 民間施設（観光・集客施設、多世代交流施設）	必要性、各ゾーンの事業想定・特徴、想定事業スキーム、資金計画、協力企業・団体等、事業パートナーの役割	→追記・修正 (想定事業費)	地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画を策定する事業者の具体化
4章 土地利用計画	土地利用上の手続と課題、モデル地区を実現するための考察、関連する個別計画の精査等	→追記・修正	地域未来投資促進法に基づく土地利用調整計画の検討
5章 インフラ整備方針	インフラの現状、整備方針	→追記・修正 (インフラ整備における官民の役割分担)	インフラ整備に関する事業費の想定
6章 想定事業スケジュール	想定事業スケジュール	→追記・修正 (卸売市場再整備基本構想を反映)	事業主体の具体化に基づく想定事業スケジュールの詳細な検討
7章 地域への経済効果・地元企業の活用方針	地域への経済効果、地元企業の活用方針	→追記・修正 (中心市街地への配慮)	基本構想における総事業費に基づく経済波及効果や雇用創出効果の想定
8章 リスク分析・関係法令の整理	リスク項目の整理	→追記・修正 (懸案事項の分析)	リスクの分析、関係法令の整理

1章 まちづくりの目的

(1) 背景

<人口減少・少子高齢化>

本市では、人口減少と少子高齢化が進行しており、このままでは、市税の減少や医療・介護等に係る社会保障費の増加、労働力の不足、消費の縮小など、本市の財政や経済活動をはじめ、さまざまな分野に大きな影響が生じることが見込まれています。

また、新型コロナウイルス感染症は、社会経済情勢や人々の価値観に急激な変化をもたらしており、リモートワークによるビジネスのオンライン化の加速など、新しい生活様式に対応した社会への転換が急務となっています。

<市民意識>

「第14次秋田市総合計画」の策定に当たり令和元年10月に実施した「しあわせづくり市民意識調査Ⅳ」では、本市の住み心地について、約7割の市民が「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と回答しており、年代別では、20代および30代の若者のポイントが前回調査時から増加しています。また、「今後も秋田市に住み続けたいか」についても、住み心地と同様に約7割が住み続けたいと考えていますが、10代の若者では前回調査から21.9ポイントも減少しており、他の年代に比べて減少が顕著となっています。

秋田市に住み続けるために必要なことについては、「雇用の場の確保」との回答が最も多く、「若者にとって魅力のあるまちづくり」と「高齢者向けの福祉・介護サービスなどの充実」のポイントが、前回調査から増加していることから、若者が希望や期待が持てる産業等の育成やにぎわいの創出などにより、本市に住み続けたいと感じることができるまちづくりと、医療・福祉の充実などにより、高齢になっても安心して生活できる環境づくりに取り組む必要があります。

また、秋田市内外の10代から30代の男女を対象に、令和元年9月に実施した秋田市シティプロモーション基本方針の策定に向けた調査では、本市に住み続けるために必要なものとして、「娯楽施設の増設・整備、お店、レジャー施設、商業施設、遊び場、イベントの開催」に関する回答が最も多く、若者の定住には、新たなにぎわいを創出するこれらの施設等についても一定の必要性があるものと認識しています。

(2) まちづくりの目的

外旭川地区におけるまちづくりは、本市がこれまで取り組んできた多核集約型コンパクトシティの考え方を基本としつつ、将来のまちづくりを見据えたモデル地区を整備するものです。同地区では、民間事業者の知見やノウハウを活用し、官民連携による特区的なまちづくりを行うことで、7地域の核と同じ役割ではなく、多核集約型コンパクトシティを補完し、他の地域、ひいては全市をより充実発展させることを目指します。

目的1 人口減少下にあっても持続可能な社会基盤の構築

AIやICTなどの技術を活用した先端的サービスの導入により、本市が抱える課題の解決を他の地域に先駆けて行い、実証的な取組で得られた成果を全市域に波及させるモデル地区を整備することで、人口減少下にあっても持続可能な社会基盤の構築を目指します。

目的2 交流人口の拡大による新しい活力や魅力づくり

豊かな自然や旬の食べ物をはじめとした四季を感じる日々の営みなど、まちに対する愛着の源泉となる「心豊かな暮らし」を市民や秋田市を訪れる人が実感し、本市が、若者が将来に希望を持ち、「これからをこのまちで暮らしていきたい」と感じられるような新しい活力や魅力づくりを目指します。

(3) 外旭川地区にモデル地区を整備する理由

次の理由から、外旭川地区においてモデル地区整備を目指します。

ア 物流拠点（都市施設）として機能する卸売市場の再整備時期であり、これに加えて、地域産業の振興に資する卸売市場の新たな活用、現卸売市場用地（市有地）の更なる利活用が可能であること。

イ 秋田北インターチェンジや秋田港に近接し、交通・物流機能に優れた地域性を有するほか、泉外旭川駅の開業や都市計画道路泉外旭川線の整備により、更なる利便性の向上が図られること。

ウ 令和2年2月に秋田県と秋田市が取りまとめた「新スタジアム整備に向けた諸課題の調査・研究について(最終報告)」に基づき、令和3年7月、秋田市は「外旭川地区(卸売市場敷地とその周辺)」を新スタジアムの候補地とすることを決定し、秋田県に報告しており、新スタジアムを活用した地域活性化の可能性があると。

(4) 秋田市外旭川地区まちづくり基本構想の位置付け

外旭川地区において、行政だけでは実現できない民間事業者の知見やノウハウを活用した官民連携による一体的な取組を展開することを、本市総合計画「県都『あきた』創生プラン」の創生戦略に位置付け、令和4年3月、公募型プロポーザルにより、本市と協働でまちづくりを進める事業パートナーとして、イオンタウン株式会社を選定しました。

この「秋田市外旭川地区まちづくり基本構想」（以下「基本構想」という。）は、当該地区において、本市が行う卸売市場再整備、官民連携で行う新スタジアム整備および民間施設の整備と、先端技術を活用した様々な取組を一体的に行うという、本市と事業パートナーを含む民間事業者が協働で進めるまちづくりの大きな方向性をまとめたものです。

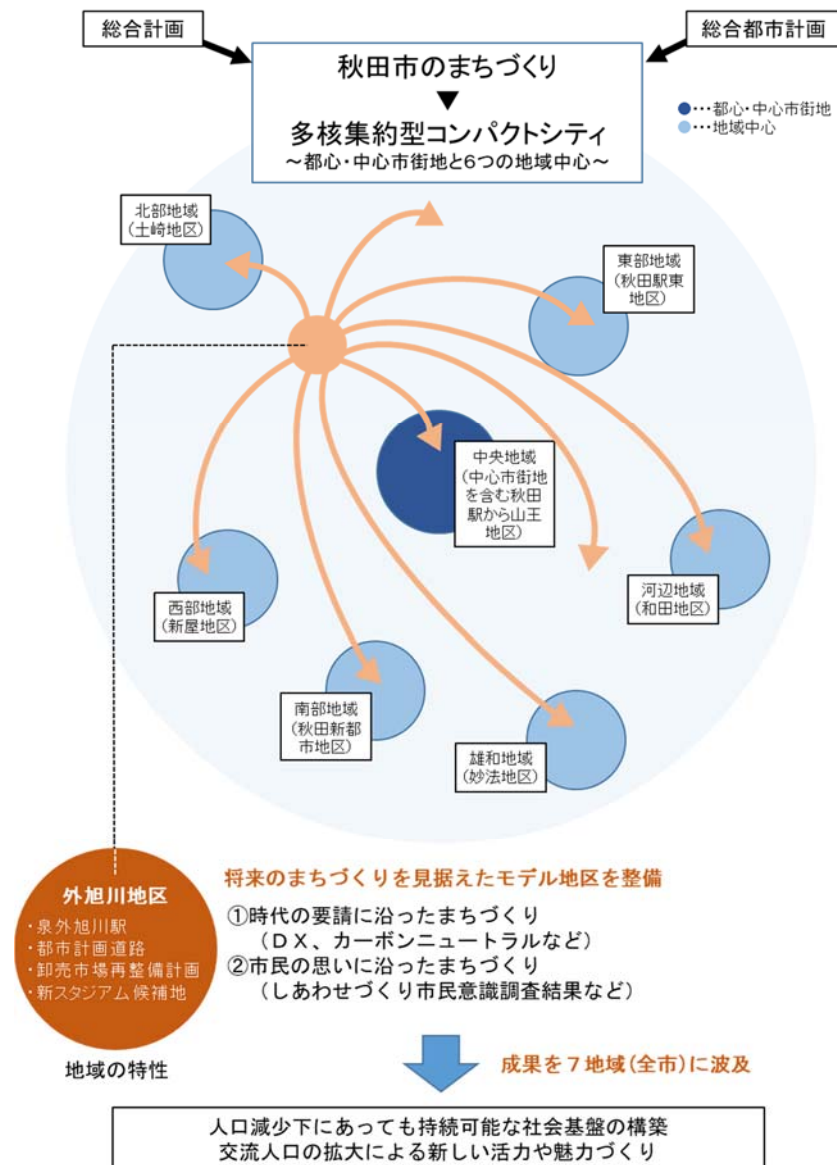


図1 モデル地区における成果の波及イメージ

(5) 上位計画・関連計画との整合性とモデル地区の位置付け

ア 県都『あきた』創生プラン(第14次秋田市総合計画)基本構想 令和3年3月
人口減少対策を市政の最重要課題と位置付け、人口減少下にあっても持続可能な社会の実現に向け、中心市街地の活性化やコンパクトな市街地形成などに取り組むことを前総合計画に引き続き、基本構想の基本理念や将来都市像に定めしました。

また、創生戦略に先端技術を活用した地域産業の振興としごとづくりを位置付けました。

創生戦略1 先端技術を活用した地域産業の振興としごとづくり
重点プログラムV 先端技術を活用した地域の活性化

イ 県都『あきた』創生プラン(第14次秋田市総合計画)推進計画 令和3年6月
推進計画の地域別整備方針に外旭川地区でまちづくりのモデル地区を検討することを位置付けました。

地域別整備方針(北部地区)
外旭川地区については、泉外旭川駅の開業や、新たな幹線道路の整備など、恵まれた交通環境をいかし、卸売市場の再整備に併せ、民間との協働による先端技術を活用したまちづくりのモデル地区の検討などにより、地域の活性化を目指す。

ウ 第7次秋田市総合都市計画 令和3年6月
総合都市計画の地域別構想に、中心市街地や地域中心の取組に加え、外旭川地区でモデル地区を検討することを位置付けました。

地域別構想(北部地区)
卸売市場の再整備等の検討
・卸売市場およびその周辺では、広域型スポーツ施設の立地を含め、民間との協働による先端技術を活用したまちづくりのモデル地区について検討する。
・モデル地区における、スマート農業などの産業分野と、観光、スポーツ、環境、防災などの分野の一体的な展開による将来的な土地利用の検討などにより、先端技術を活用した地域の活性化を目指す。

エ 関連する個別計画について
関連する個別計画との整合性については、今後、モデル地区における取組を具体化する過程で精査します。

2章 モデル地区として検討する範囲

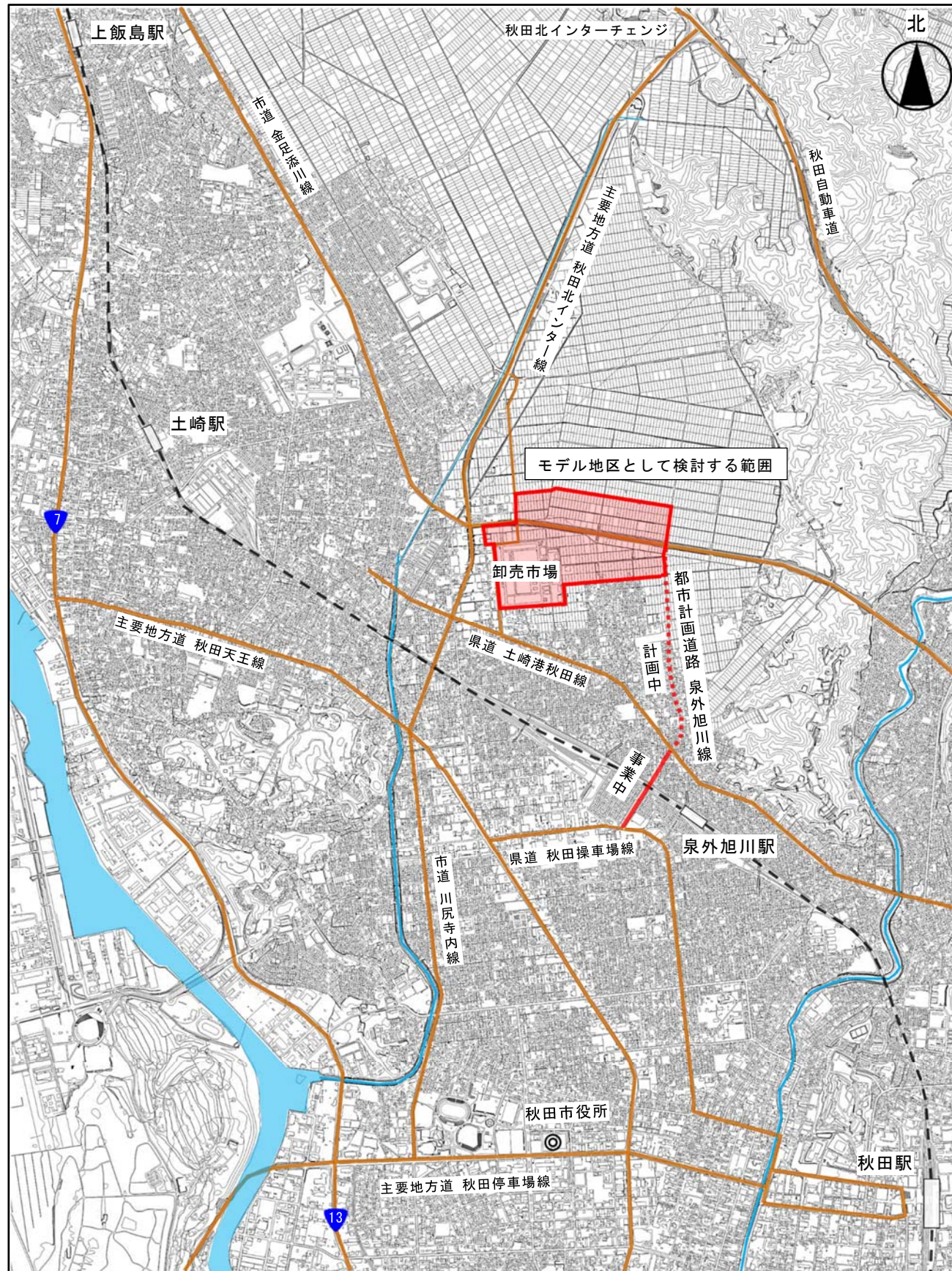


図2 外旭川地区の位置

(1) 外旭川地区の概況

本市の北部地域に位置する外旭川地区は、泉外旭川駅や秋田自動車道秋田北インターチェンジおよび秋田港に近接していることに加え、市の中心部と当該地区を結ぶ新たな幹線道路が整備されていることなど、交通・物流機能の充実が図られています。また、市街地に隣接して田園が広がるなど、自然的資源を有している地域です。

(2) モデル地区として検討する範囲

モデル地区の範囲は、秋田市が所有する現卸売市場敷地を含む以下の赤色の実線で囲んだ範囲を基本として検討を進めます。なお、最終的な範囲は、卸売市場再整備基本構想や事業パートナーを含む民間事業者等の事業計画を踏まえて検討を行い、市が決定します。

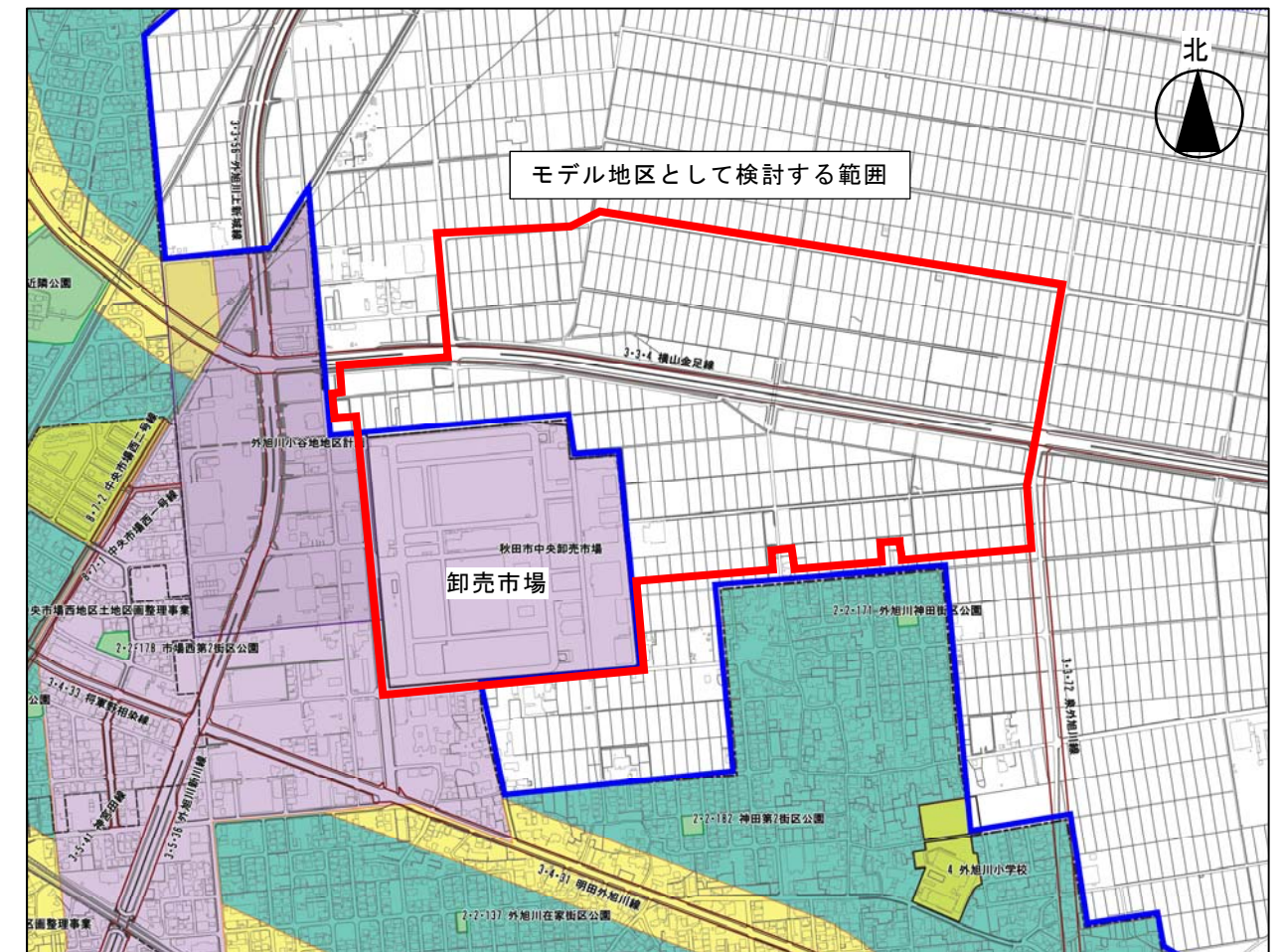


図3 位置図（都市計画図）

- 凡例
- 着色部：市街化区域
 - 白色部：市街化調整区域、農業振興地域

(3) 現状

モデル地区として検討する範囲の面積は、都市計画法第 11 条第 1 項第 7 号に規定する都市施設¹「秋田市中央卸売市場敷地（市街化区域² 14.6ha）」を含む約 51.1ha です。同卸売市場敷地を除いた約 36.5ha が市街化調整区域³で、その大部分が農業振興地域⁴内の農用地区域⁵に設定されています。そのため、現卸売市場敷地以外の場所に施設整備を行う場合は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律および農地法への対応が必要となります。

(4) 地権者の状況

当該範囲（約 511,000 m²）のうち、秋田市が所有する土地は、卸売市場敷地の 139,520 m²で、その他は民間の所有地です。

その民有地の多くは、事業パートナーが地権者と賃貸借契約（予約）を締結、もしくは土地を賃貸することの同意を得ているほか、現卸売市場に隣接した土地については、地権者から卸売市場再整備に協力するとの回答を得ています。

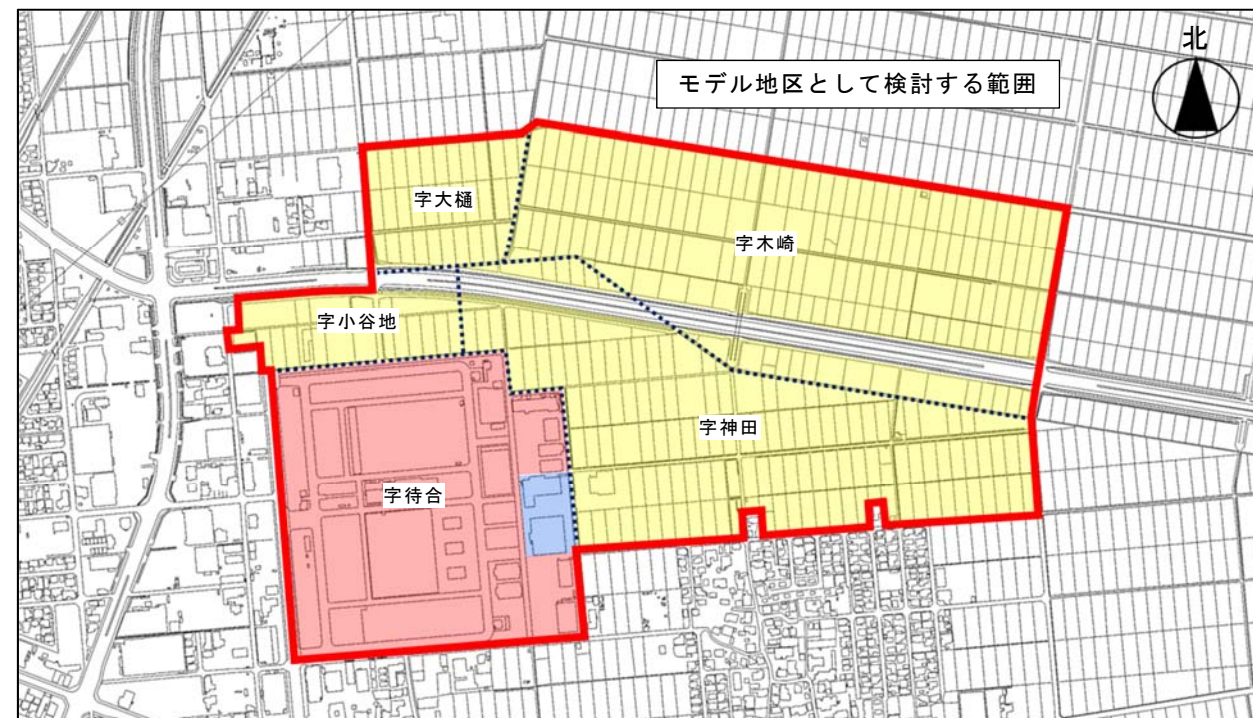


図 4 地権者の状況

凡例	
■ (Red)	: 市有地
■ (Yellow)	: 民有地（事業パートナーが地権者と賃貸借契約(予約)を締結、もしくは土地を賃貸することの同意を得ている範囲）
■ (Blue)	: 民有地（卸売市場関連事業者が所有する範囲）
..... (Dotted line)	: 字界

1. **都市施設**：道路・公園・下水道など、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な都市計画において定める施設。
2. **市街化区域**：すでに市街地を形成している区域、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
3. **市街化調整区域**：市街化を抑制すべき区域。
4. **農業振興地域**：総合的に農業の振興を図ることが相当な地域として知事が市町村毎に指定する地域。
5. **農用地区域**：今後 10 年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市が設定した区域。

(1) 7つの取組

モデル地区では、2つの目的を実現するために、本市が行う卸売市場再整備、官民連携で行う新スタジアム整備および民間施設の整備を一体的に行い、7つの取組を連携させながら、本市が抱える課題の解決を目指します。

2つの目的

人口減少下にあっても持続可能な社会基盤の構築
交流人口の拡大による新しい活力や魅力づくり

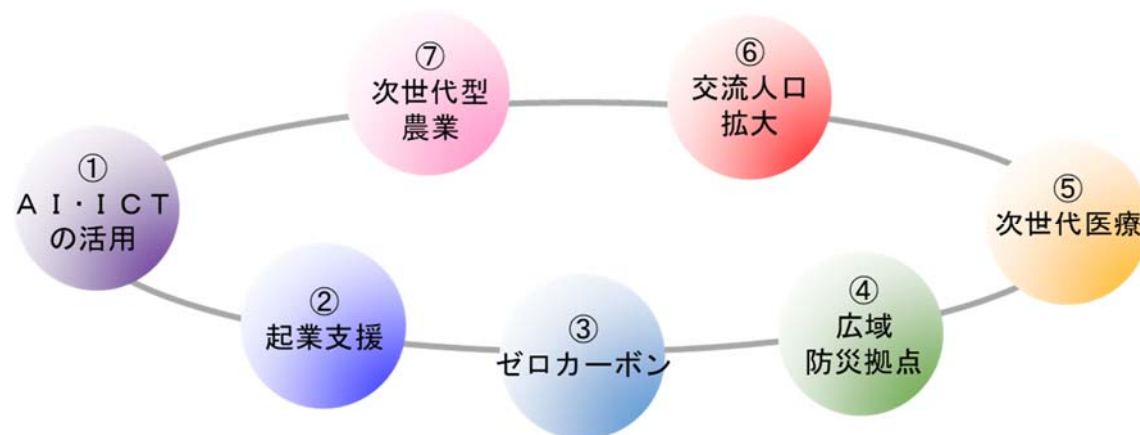


図5 モデル地区における7つの取組

① AI・ICTの活用

IoTの発達、ネットワークの高速化・大容量化、AIなど新たなデジタル技術を活用し、様々な事業と連携させながら取り組むことで、生産性向上や新たなサービスの提供により社会課題の解決を図ります。

② 起業支援

AIやICTを活用した起業支援や地元企業とのマッチングなど、若者がビジネスチャンスを得られ、起業につながる環境を整備します。また、学生や若者が集い交流できる場所（たまり場）を設けることで、地域への愛着の醸成、新しいアイデアがひらめく機会を創出します。

③ ゼロカーボン

地球温暖化への対応を成長の機会と捉え、再生可能エネルギーの活用などのゼロカーボンに向けた取組による「経済と環境の好循環」を構築します。

太陽光発電や風力発電等の秋田県産再生可能エネルギーでエリア内消費電力の100パーセントを賄います。また、エリア全体の電源設備を一元的に管理し、電力の需要予測に基づいて、設備機器の最適制御を行うことにより、エネルギーコストの削減を図るほか、環境負荷の少ない建築物や電気自動車の活用等を目指します。

④ 広域防災拠点

物流拠点としての卸売市場と防災機能を持つ新スタジアムを連携させることで、大規模災害時における広域防災拠点を形成します。

災害時に電力供給を行うための太陽光発電などの再生可能エネルギーや大型蓄電池を導入するほか、エリア全体のマイクログリッド⁶化による電力融通により、防災・減災に対応した都市機能の強化を図ります。

⑤ 次世代医療

先端技術の活用や様々な専門機関および職種の連携による、医療、介護等に関する包括的支援の体制を促進し、市民の健康長寿や安全安心な暮らしに貢献します。

⑥ 交流人口拡大

卸売市場再整備や新スタジアム整備を契機とし、ICTを活用したバーチャルな観光体験や4K8K映像の活用による新たな魅力の発信、アーバンスポーツなどのリアルに交流できる参加・体験型機能を有する民間による観光・交流施設の整備も一体的に取り組むことにより、地域資源を生かした交流人口の拡大による新しい活力や魅力を創出します。

⑦ 次世代型農業

市街地と農地が隣接している地域の特性を生かした次世代型農業の普及促進を図ります。

産学官の連携により栽培技術や先端技術の実証・展示に取り組むとともに、来場者が最新の農業に触れる機会を提供することで担い手を発掘する場としても活用します。

6. **マイクログリッド**：エネルギー供給源と消費施設を一定の範囲でまとめて、エネルギーの有効活用を図るものであり、災害等による停電時には、電力会社の連系線から自立して、電力を供給することができるエネルギーシステム。

(2) 施設配置図 (現時点のイメージであり、今後、変更となる場合があります。)

凡例 (7つの取組)

- ① : AI・ICTの活用
- ② : 起業支援
- ③ : ゼロカーボン
- ④ : 広域防災拠点
- ⑤ : 次世代医療
- ⑥ : 交流人口拡大
- ⑦ : 次世代型農業



次世代型農業に対応した農業用ハウスの設置 ①②③④⑤⑥⑦

地域エネルギーマネジメントシステムの導入 ①②③④⑤⑥⑦

伝統文化を体験できる観光・集客施設の整備 ①②③④⑤⑥⑦

広域防災拠点の形成 ①②③④⑤⑥⑦

産学官連携のビジネスセンターの創設 ①②③④⑤⑥⑦

バーチャルとリアルが融合した観光・集客施設の整備 ①②③④⑤⑥⑦

民間施設 (観光・集客施設 4) 多世代交流施設

卸売市場再整備基本構想に対応した施設配置計画となるよう、多世代交流施設・民間施設は、余剰地の活用や民有地への整備も含めて検討しています。

施設配置計画

- 対象敷地の範囲は、現卸売市場敷地と周辺の農地を合わせた合計約511,000㎡で計画します。
- 新スタジアム整備の位置・規模は、北東側に可動式ピッチを備えた「全天候型屋根付スタジアム(1万人収容)」を計画します。
- 民間施設は、南北に施設を配置した複合型集客施設を計画します。

	卸売市場	新スタジアム	民間施設 (北)	民間施設 (南)	合計
敷地面積	約146,700㎡	約82,000㎡	約97,900㎡	約184,400㎡	約511,000㎡
延床面積	— ㎡	約40,000㎡	約30,680㎡	約74,770㎡ (約24,400㎡※)	約169,850㎡
駐車場台数	— 台	約980台	約1,010台	約3,490台 (観光バス90台)	約5,480台

※民間施設 (南) の () 内の数字は多世代交流施設・民間施設 (観光・集客 4) の想定床面積

(3) イメージパース (現時点のイメージであり、今後、変更となる場合があります。)
 (北西から南東方向を望む)

民間施設 (観光・集客施設 1)

従来型のショッピングセンターと異なる遊び心満載の体験・参加型センター

テーマ型 アミューズメント	ショッピング ストリート	シネマ コンプレックス	アーバン スポーツ	先進ビジネス センター
------------------	-----------------	----------------	--------------	----------------

民間施設 (観光・集客施設 4)

次世代医療の提供

ウェルネス センター	フィットネス ジム	学生宿舎
---------------	--------------	------

多世代交流施設

多彩な社会参加の機会を有する次世代型福祉施設

放課後 児童クラブ	スポーツ こども園	CCRC (高齢者住宅)	ファミリー向け 住宅
--------------	--------------	-----------------	---------------

卸売市場再整備基本構想に対応した施設配置計画となるよう、多世代交流施設・民間施設は、余剰地の活用や民有地への整備も含めて検討しています。



民間施設 (観光・集客施設 3)

オーガニック農業体験や地産地消によるグルメ体験を提供

シェフズ レストラン	温浴施設	農園	スイーツ ファクトリー・カフェ	ホテル
---------------	------	----	--------------------	-----

民間施設 (観光・集客施設 2)

オール秋田を味わい尽くす体験の場

秋田文化・ 観光館	秋田体験 ファクトリー	秋田体験 ストリート	発酵文化 体験施設	場外市場
--------------	----------------	---------------	--------------	------

(4) 7つの取組の連携と得られる成果の例

ア 産学官連携のビジネスセンターの創設



取組

- ・リモートでの打合せも可能な若者向けの起業支援ブースを設置し、新たなビジネスへの挑戦を支援します。
- ・期間限定でかつ安価に入居できるチャレンジショップを設置し、若者がアイデアを具体化する機会を創出します。
- ・学生や若者が集い交流できる場所（たまり場）を設置することで、農業、商業、工業等様々な業種の企業と若者との交流やマッチングの場を提供します。

得られる成果

- ・若者のアイデアを生かした起業家の創出
- ・チャレンジショップを契機とした新規出店者の創出
- ・学生と企業との交流拡大による就業機会の確保

イ 地域エネルギーマネジメントシステム⁷の導入



取組

- ・地域エネルギーマネジメントシステム⁷の導入により、エリア全体の電源設備を一元的に管理し、AIやICTを活用したエリア内の電力の需要予測に基づいて、設備機器の最適制御を行うとともに、エリア内の消費電力をリアルタイムで可視化します。
- ・停電時のバックアップ電源として活用可能な太陽光発電システムや大型蓄電池、防災用発電設備を整備します。
- ・エネルギー管理の効率化を図るとともに、施設を見学する児童、生徒等に向けたエネルギーを学ぶ場としても活用します。

得られる成果

- ・エネルギー消費の最適化とエリア全体のエネルギーコストの削減
- ・大規模災害時における地産エネルギーの確保
- ・エネルギーに関心を持つ児童、生徒数の増加

ウ 観光農園としても活用できる次世代型農業に対応した農業用ハウスの設置



取組

- ・ICTを活用した栽培管理システム等の導入と生育状況をクラウド上で一元管理する情報基盤を整備し、多角的な生育分析と将来の収穫量を予測します。
- ・産学官の連携による栽培技術や先端技術の実証展示を行います。
- ・宿泊施設と連携した農業体験ツアーを実施します。

得られる成果

- ・次世代農業に触れる機会の拡大と普及促進
- ・先端技術を導入した農業生産者数の拡大や新たな担い手の創出
- ・交流人口から関係人口、定住人口に繋がる機会の創出

エ ICTを活用したバーチャルとリアルが融合した観光・集客施設の整備



取組

- ・「リアル」と「バーチャル」による人との交流を目的としたライフスタイルツアーリズムを実施し、仮想現実での観光体験を行います。
- ・新スタジアムで映像解析による混雑度の可視化や顔認証などを導入し、リアルタイムにデータ化しながらAIによる高度な分析・予測を行います。
- ・卸売市場と連携する場外市場により、次世代型農業を用いた地元産の新鮮な食材で秋田の「食」を楽しめる活気ある空間を整備します。
- ・シームレスな移動を可能とする自動運転によるオンデマンドPMV⁸やオンデマンドシャトルサービスを導入します。

得られる成果

- ・新たな観光需要の発掘と交流人口の増加
- ・プロスポーツ観戦者数の増加
- ・地元食材の消費量増加や地域意識の涵養
- ・自家用車に頼らない多様な移動手段の拡大による外出機会の創出

7. 地域エネルギーマネジメントシステム：AIやICTの活用により、地域の電力使用状況を管理・分析して最適な制御を行うことでエネルギー消費の最適化とコストの削減を図る取組。

8. PMV：パーソナルモビリティビークルの略。自動車よりコンパクトで環境性能に優れた1～2人乗り程度の車両。

(5) モデル地区において整備を検討する施設機能

ア 卸売市場（再整備）

(ア) 必要性

現市場施設は、昭和50年の開場から50年近くが経過しており、経年劣化による老朽化が進行し、改修工事や修繕に多額の費用を要しているほか、施設の構造が開放型でコールドチェーン（低温物流）等に対応した構造となっていないなど、現代の流通形態や社会的ニーズへの対応が困難な状況になりつつあり、引き続き、安全・安心な生鮮食料品等を市民へ供給する市場としての役割を果たしていくためには、市場の再整備が必要となっています。

(イ) 事業主体

安定した市場運営を望む市場内事業者の意向を考慮し、市が開設者となる公設公営や公設民営を基本に検討を進めます。

(ウ) 再整備場所

令和元年度に実施した市場内事業者への意向調査では、約70%の事業者が現地での再整備を希望していることに加え、立地条件として外旭川地区周辺の物流インフラが良好であることや市場内事業者の事業基盤の状況などから、現地およびその周辺を活用した建替えを基本に検討を進めます。

(I) 秋田市卸売市場の長期的なあり方

a 重視する考え方

- その1 秋田県民・市民に安全で新鮮な食を安定的に供給する市場
- その2 市場と地域の両方の活性化をめざす市場
- その3 市民・県民に愛され、社会に貢献する市場
- その4 誇りを持って働ける市場
- その5 新しい連携で支える市場

b 将来イメージ

食と花であきたの未来を育てる創造拠点市場

卸売市場の本務である安定的な食品等の流通を基本としつつも、従来の考え方にとらわれずに、新しい発想で、食と花の切り口から、社会経済や生活に必要とされる機能や事業を先導し、あきたの未来を育てることをミッションとする、創造拠点市場を目指します。

(オ) 今後の検討の進め方

卸売市場の再整備については、令和5年3月の秋田市卸売市場再整備基本構想の策定に向けて、市場内事業者で構成する部門別ワーキング部会や個別ヒアリングを行い、施設の規模や機能等の具体的な内容について、市場内事業者の意向を十分に踏まえながら検討を進めています。同構想において、完成までのスケジュールを示したいと考えており、可能な限り早期の完成を目指します。

- ・(ア)～(ウ)は、秋田市卸売市場再整備基本方針(令和3年6月)から抜粋して要約
- ・(エ)は、秋田市卸売市場再整備基本構想中間報告(令和4年3月)から抜粋して要約

イ 新スタジアム

(ア) これまでの検討の経緯

平成 28年度	平成 29 年 3 月、ブラウブリッツ秋田の後援会が、秋田県知事、秋田市長宛に約 18 万筆のスタジアム整備を求める署名および要望書を提出しました。
平成 29年度	平成 29 年 7 月、本県に適したスタジアム整備のあり方について検討する必要があるとして秋田県が「スタジアム整備のあり方検討委員会」を設置、報告書でスタジアムを整備することが望ましいとの方向性が示されたほか、今後は新たな議論の場を立ち上げ、スピード感を持って協議を進めていく必要があるとの提言がなされました。 ※平成 29 年 12 月、ブラウブリッツ秋田が J 3 で初優勝しましたが、J 2 昇格に必要なクラブライセンスがなく昇格できませんでした。
平成 30年度	秋田県、秋田市、男鹿市、由利本荘市、にかほ市および有識者等を委員とし、秋田商工会議所を事務局とした「新スタジアム整備構想策定協議会」において、建設主体、建設場所、規模・機能、運営主体等について調査および協議を行いました。 建設場所として 3 か所の候補地を検討しましたが、決定には至りませんでした。
平成 31年度	平成 30 年度の協議会で候補地とした 3 か所について、秋田県と秋田市が調査・研究を行い、それぞれの候補地における課題解決の可能性を探りましたが、いずれの候補地についても課題解決の見通しがいいことから、新たな候補地は、秋田市が主導して選定することとしたほか、事業手法等については、秋田県と秋田市が共同で検討を進めることとしました。 なお、新たな候補地の選定については、最低でも J 2 基準を満たすスタジアム整備が可能な 2 万㎡以上の面積と形状を有すること等を基本条件とし、秋田市卸売市場の再編計画などを踏まえ、外旭川地区を候補地の一つとして、周辺一帯の総合的なまちづくりのあり方に関する検討の中で、その適否について検討することとしました。
令和 3年度	令和 3 年 7 月、新スタジアムの候補地として外旭川地区を選定したことを秋田市から秋田県に報告しました。

参考 秋田県の行政計画における新スタジアムの位置付け

秋田県の最上位計画「第 3 期ふるさと秋田元気創造プラン（平成 30 年 3 月）」において、J 2 基準を満たす新たなスタジアムの整備に向けた取組の推進が位置付けられています。また、「新秋田元気創造プラン（令和 4 年 3 月）」においても、新スタジアムの整備に向けた検討が位置付けられています。

新秋田元気創造プラン（2022～2025 年度） 令和 4 年 3 月策定

重点戦略 3 観光・交流戦略

目指す姿 4 活気あふれる「スポーツ立県あきた」の実現

主な取組の(3)に、「新体育館や新スタジアムの整備に向けた検討」を位置付け

第 4 期秋田県スポーツ推進計画 「スポーツ立県あきた」推進プラン

(2022～2025 年度) 令和 4 年 3 月策定

施策 5 スポーツ活動を支える人材の育成と環境の整備

方向性(2) スポーツ施設の充実とスポーツに親しむ環境の整備

主な取組② 新スタジアムの整備に向けた関係団体等との連携による取組推進

秋田市において、新たな候補地が特定された後、整備主体や費用負担など整備手法等について秋田市と共同で検討を進める。

(イ) 必要性

- a スタジアム整備のあり方検討委員会報告書（平成 30 年 1 月）において、本県が少子高齢化や人口流出などといった課題を抱える中、これからの秋田を担う若い世代への楽しみの場の提供、秋田の活性化や魅力的なまちづくりおよび健康増進などの点からも、新スタジアムの整備が求められています。
- b 本市においてもこれまで新スタジアムの整備について検討をしてきた経緯があり、各種協議会で本市を含むホームタウンもその検討に加わってきたことから、新スタジアム整備の必要性については一定の理解が得られていると捉え、基本構想においてモデル地区を構成する要素として検討を行います。

(ウ) 建設地の適否についての考察

県と市で作成した「新スタジアム整備に向けた諸課題の調査・研究について（最終報告）令和2年2月」において、新たな候補地は、最低でもJ2基準を満たすスタジアム整備が可能な20,000㎡以上の面積と形状を有するとともに、交通アクセス、周辺環境、法的規制など、スタジアム整備に大きな支障となる課題がないことを条件としたことから、3章(2)の施設配置図で示した候補地の適否について、以下の考察を行った結果、これらの条件に合致した候補地となる見込があることから、引き続き、県や関係事業者などと検討を進めます。

a 面積と形状

最終報告（令和2年2月）における基本状況

- ・ J2基準を満たすスタジアム整備が可能な面積として、20,000㎡以上の面積と形状を有する。

本基本構想における候補地

- ・ 東西約390m、南北約210mで十分な面積（約82,000㎡）があり、形状も問題ない。

b 交通アクセス

最終報告（令和2年2月）における基本状況

- ・ スタジアム整備に大きな支障となる課題がない。

参考

Jリーグスタジアム基準〔2021年度用〕では、スタジアムへのアクセスとして、次の条件のいずれかを満たしていることが求められている。

- (1) ホームタウンの中心市街地より概ね20分以内で、スタジアムから徒歩圏内にある電車の駅、バス（臨時運行を除く）の停留所、大型駐車場のいずれかに到達可能であること、または近い将来に到達可能となる具体的計画があること
- (2) 交流人口の多い施設（大型商業施設等）に隣接していること
- (3) 上記のほか、観客の観点からアクセス性に優れていると認められること

本基本構想における候補地

- ・ JR泉外旭川駅から約2kmに位置している。
- ・ 秋田自動車道秋田北ICから約4kmに位置しており、市道金足添川線（横山金足線）など主要な幹線道路からのアクセスも良好である。
- ・ 敷地内に一定数の駐車場を確保できる見通しであるほか、隣接する観光集客施設等の駐車場も活用可能であることから、Jリーグスタジアム基準〔2021年度用〕のアクセス条件を満たす見通しはあるが、交通渋滞の状況など、当該候補地における交通アクセスの具体的な課題の有無を確認するため、引き続き検討を進める必要がある。

c 周辺環境

最終報告（令和2年2月）における基本状況

- ・ スタジアム整備に大きな支障となる課題がない。

本基本構想における候補地

- ・ 候補地に最も近い既存住宅地（第1種低層住居専用地域：環境基準は昼間55デシベル以下、夜間45デシベル以下）から敷地境界で約250mの距離があり、ホームゲーム開催時の騒音や光害の影響は少ないと考えられる。

d 法的規制

最終報告（令和2年2月）における基本状況

- ・ スタジアム整備に大きな支障となる課題がない。

本基本構想における候補地

- ・ 市街化調整区域かつ農業振興地域であり、土地利用上の法的規制が課題となるが、後述する4章(5)の手法により、解決できる可能性がある。

e その他

最終報告（令和2年2月）における基本状況

- ・ スタジアム整備に大きな支障となる課題がない。

本基本構想における候補地

- ・ 津波浸水想定区域外である。
- ・ 近隣の地盤調査結果から、浅い部分は軟弱地盤であるが、35m以深でN値（地盤の強度等を表す試験結果）が50以上となる固い地盤が想定される。
- ・ 民有地であるが、所有者、利害関係者等の同意が得られる見通しであり、スタジアム整備に大きな支障となる課題はないと考えられる。

(I) 事業者提案による新スタジアム建設計画

事業パートナーとブラウブリッツ秋田から、民設民営方式で新スタジアム整備を目指したいと以下の事業提案がありました。

提案内容については、引き続き、県や関連事業者等と協議を行います。

<ブラウブリッツ秋田による事業提案>

a 想定する事業主体

ブラウブリッツ秋田を主体とした特別目的会社

b 想定する規模・機能

- ・ J 2 基準を満たすフットボール専用スタジアム
- ・ 収容人員 10,000 人（固定席 8,000 席、立見席 2,000 席）
- ・ 延べ面積 約 40,000 m²
- ・ 全天候型屋根と天然芝可動ピッチを有するスタジアム

その他

- ・ 将来的な改修や増築により J 1 基準への対応を考慮する。
- ・ 建設費を抑えるため、空調設備が必要な諸室以外（フィールドや観客席）には空調設備は設けない。
- ・ 現時点は、J 2 基準の収容人員 10,000 人を満たすスタジアムを想定するが、建設費や維持管理費縮減のため、地方都市における適正なスタジアムの収容人数・施設規模について、引き続き J リーグと協議を進める。

c 想定する利用者、利用形態、周辺施設との連携

秋田の気候や地域特性を踏まえ、全天候型屋根を有するスタジアムとすることで、多様な活用が可能となり、モデル地区内の民間施設等と相乗効果が得られ、市民とアスリートが一体となって持続的に活動・活用できるフィールドを創出します。

(a) スポーツでの利用（可動ピッチを屋内に入れた状態）

<サッカー・ラグビー等>

- ・ J 2 リーグ戦ホームゲーム
- ・ リーグワン公式戦
- ・ 天皇杯、親善試合、トレーニングマッチ
- ・ 秋田県高校総体、全国高校選手権
- ・ 全国高等学校ラグビーフットボール大会秋田県大会
- ・ 秋田県中学校総合体育大会

(b) スポーツでの利用（可動ピッチを屋外に出した状態）

<屋内スポーツ>

- ・ アリーナ用フロアを敷設することで屋内スポーツ（バスケットボールやバレーボール、卓球等）やプロスポーツの興行が可能

<市民スポーツ利用>

- ・ 全天候利用が可能な大空間を生かした様々な市民スポーツ活動
- ・ 冬期に積雪で活動が制限される中高生の部活動利用
- ・ 観客席コンコースをランニングコースとして活用

(c) スポーツ以外の利用

- ・ コンサート等の大規模イベントの実施
- ・ M I C E（展示会、見本市）利用

(d) 広域防災拠点としての活用

- ・ 可動ピッチを引き出した状態は、施設内に大型トラックが乗り入れ可能なため、周辺施設と連携した救援物資の受け入れや配送拠点としての活用が可能
- ・ 観覧席スタンドの下部スペースを防災備蓄倉庫として活用可能

ウ 民間施設（観光・集客施設、多世代交流施設）

(7) 必要性

交流人口の拡大による新たな活力や魅力の創出には、民間事業者のノウハウを生かした観光・集客施設が一定程度必要と考えています。

また、モデル地区では、民間施設（観光・集客施設、多世代交流施設）と卸売市場、新スタジアムを一体的に整備することにより、付加価値の向上やスケールメリットを生かすとともに、観光・集客施設については、参加・体験活動や地元生産者との結び付きを意識したものとするを旨とします。

(イ) 各ゾーンの事業想定

事業パートナーから、事業想定として以下の提案がありました。

提案内容については、引き続き、モデル地区における必要性等について検討を行います。

<事業パートナーによる事業提案>

- a 民間施設（観光・集客施設1）：従来型ショッピングセンターとは異なる遊び心満載の体験・参加型センター
 - ・国内外の「面白い、楽しい」が集結し、子供から大人、さらに高齢者まで楽しめる参加体験型の施設。
 - ・シネマコンプレックスは、各種芸能イベントにも活用可能。その他、地元企業と連携したテーマ型アミューズメント施設やアーバンスポーツ施設等の多様な機能を導入。
 - ・先進ビジネスセンターは、若者が集い交流する場を設け、新たなにぎわいや取組の創出を目指す。
- b 民間施設（観光・集客施設2）：オール秋田を味わい尽くす体験の場
 - ・秋田ならではの食が集まるゾーンや秋田名産品のファクトリーを設置し、社会見学や参加・体験が可能なゾーンも併設。
 - ・秋田の伝統文化や祭りを体験できる常設施設を設置。
- c 民間施設（観光・集客施設3）：オーガニック農業体験や地産地消によるグルメ体験を提供
 - ・教育機関と連携し、オーガニックで最高の農産物を栽培。それらを著名なシェフの手により、最高の料理に仕上げ提供するグルメゾーン。

d 民間施設（観光・集客施設4）：次世代医療の提供

- ・教育機関の指導・協力のもと医療関連企業と連携し、医療サービスの利便性を向上。
- ・介護研修生の受け入れや教育・実習を行うことも検討。
- ・フィットネスジムをはじめ、多彩な心身健康維持施設も装備し、健康増進への学際的研究を行い、秋田市民、県民の健康寿命延伸を図る。

e 民間施設（多世代交流施設）：多彩な社会参加の機会を有する次世代型福祉施設

- ・リタイア世代が移り住みコミュニティを形成。
- ・医療的な介護も受けられる「生涯活躍」のまちづくりを、住宅関連企業と共同で推進。
- ・未就学児童を対象とした子育て支援施設を展開。

(ウ) 想定事業スキーム

- a 民間施設（観光・集客施設1）
 - ・イオンタウン株式会社が民有地所有者と土地賃貸借契約を締結し、民間施設の整備を行います。
- b 民間施設（観光・集客施設2）
- c 民間施設（観光・集客施設3）
 - ・当該ゾーンの整備を行う企業が、民有地所有者と土地賃貸借契約を締結し、民間施設の整備を行います。
- d 民間施設（観光・集客施設4）
- e 民間施設（多世代交流施設）
 - ・卸売市場再整備に当たり余剰地が生じた場合は、モデル地区と連携した一体的な活用を検討します。

(I) 資金計画

- ・整備や運営資金は、各ゾーンの整備主体が自己資金および民間金融機関からの借入により調達します。
- ・利用可能な補助金や助成金がある場合は、その活用も検討します。

(オ) 協力企業・団体等

当該モデル地区における民間施設の整備に当たっては、令和4年3月の公募型プロポーザル時点の協力企業・団体（全40社）と共に事業を行うことを検討しています。

令和4年3月 公募型プロポーザル時点の協力企業・団体（全40社）

<全体監修>

- ・プラチナ構想ネットワーク
- ・株式会社北都銀行
- ・株式会社石井兄弟社

<地元企業・団体>

- ・秋田県商工会連合会
- ・公立大学法人秋田県立大学
- ・国立大学法人秋田大学
- ・株式会社安藤醸造
- ・株式会社かおる堂
- ・株式会社秋田今野商店
- ・株式会社ソユー
- ・株式会社諸井醸造
- ・一般社団法人わらび座

<企業・団体等>

- ・株式会社アイシン
- ・株式会社アクアイグニス
- ・株式会社梓設計
- ・株式会社NTTデータ経営研究所
- ・キャノンマーケティングジャパン株式会社
- ・ソフトバンク株式会社
- ・損害保険ジャパン株式会社
- ・SOMPOケア株式会社
- ・SOMPOひまわり生命株式会社
- ・学校法人タイケン学園
- ・ダイナミックマップ基盤株式会社
- ・大日本印刷株式会社

- ・大和ハウス工業株式会社
- ・TDK株式会社
- ・東北電力株式会社
- ・東北ミサワホーム株式会社
- ・中野産業株式会社
- ・日本電気株式会社
- ・株式会社乃村工藝社
- ・株式会社バスクリン
- ・株式会社日立製作所
- ・富士通株式会社
- ・三菱HCキャピタル株式会社
- ・株式会社めぐみねっと

<イオングループ>

- ・イオンアグリ創造株式会社
- ・イオンディライト株式会社
- ・イオンペット株式会社
- ・フェリカポケットマーケティング株式会社

(カ) 事業パートナーの役割

事業パートナーであるイオンタウン株式会社からは、民間施設における事業主体として直接的に関わることはもちろん、他の事業主体による民間施設や新スタジアム等についても、事業パートナーおよび代表事業者として責任を持って関与していただくこととしています。

(6) モデル地区整備における数値目標

モデル地区における数値目標は、県都『あきた』創生プランから必要事項を取り込んで策定した「秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の指標項目を参考に、取組の具体化に応じて数値を設定します。

参考「第2期秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」

ア 数値目標

基本目標② 魅力的で安定したしごとの場をつくる

指標	現況	目標
市の施策による就業機会確保数 (正規雇用転換を含む)	2,452人 (H28～R1)	5,170人 (H28～R7)

基本目標③ 多様なつながりを築き、秋田市への新しいひとの流れをつくる

指標	現況	目標
市外への転出超過の改善 (転入者－転出者)	-411人 (R1)	-205人 (R7)

基本目標⑤ 持続可能な魅力ある地域をつくり、安全安心な暮らしを守る

指標	現況	目標
本市に住みたい人の割合	74.4% (R1)	80.0% (R6)

イ 重要業績評価指標 (KPI)

指標	現況	目標
市内大学卒業生の市内就職率	23.6% (R2.3月卒)	33.3% (R8.3月卒)
開業率 (新規設立法人数/法人数)	4.3% (H27～R1 平均値)	4.7% (R3～R7 平均値)
市の補助事業等を活用して先端技術を導入した商工業・サービス事業者数	88事業者 (H27～R1)	100事業者 (R3～R7)
市の補助事業等を活用して先端技術を導入した農林漁業者数	0事業者 (H27～R1)	50事業者 (R3～R7)
本市への移住者数 (本市に移住した秋田県ふるさと定住機構の移住希望登録者数)	274人 (R1)	400人 (R7)
観光客入込数※	7,456,537人 (R1)	7,456,537人 (R7) ※
ブラウブリッツ秋田のホームスタジアム平均観客動員数	1,549人 (R1)	5,000人 (R7)

※観光客入込数については、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しを立てることは困難であるため、「令和7年度末に令和元年度の水準（同感染症拡大前の水準）を回復する」と仮定した暫定値として設定。

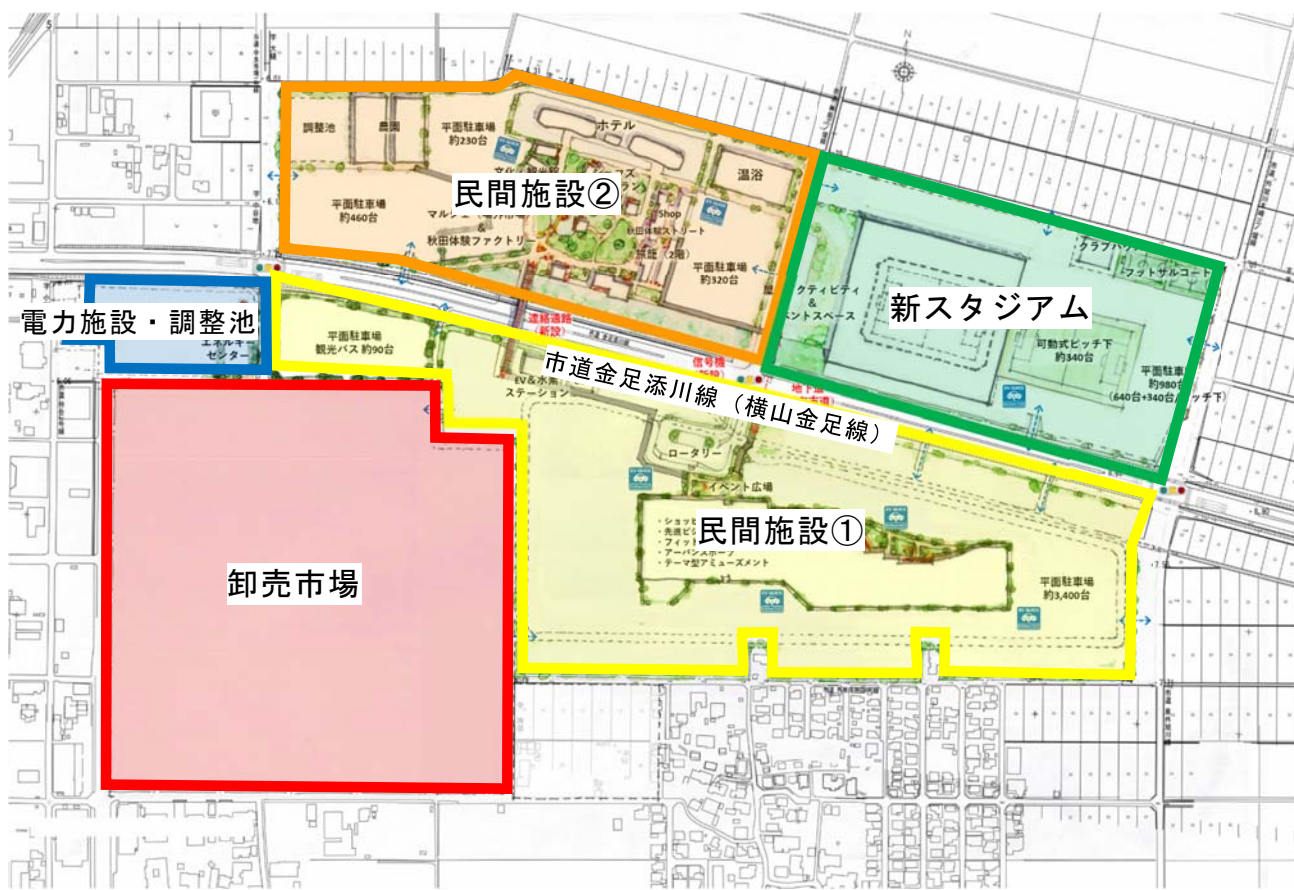


図6 施設配置図

各施設敷地面積

卸売市場	約 146,700 m ²
新スタジアム	約 82,000 m ²
民間施設① (観光・集客施設 1)	約 167,600 m ²
民間施設 2 (観光・集客施設 2、観光・集客施設 3)	約 97,900 m ²
電力施設・調整池	約 16,800 m ²
合計	約 511,000 m ²

※各施設敷地面積は現時点で想定する面積であり、今後、各施設の規模や機能に応じて修正を行う場合があります。

※上記面積には道路や水路等の面積は含みません。

(1) 施設配置 (ゾーニング)

卸売市場再整備の位置については、市場内事業者の意向も踏まえ、本市として、以下の理由により現卸売市場敷地内とすることを決定しました。

また、新スタジアムおよび民間施設の位置については、事業パートナーとの協議により、左の施設配置案を基本に検討を進めます。

ア 市有地に卸売市場を再整備するため、新たな土地の取得や賃貸借が不要であり、公共施設として安定的に事業用地を確保できること。

(原則として、市有地で公共施設の整備を、民有地で民間施設の整備を行うことから、市と民間事業者間で土地賃貸借契約が不要となります。)

イ 新卸売市場を現在地に整備することで造成工事が不要となり、早期に建設工事に着手できること。

ウ 新スタジアムと既存住宅地との近接を避けることで、住環境への影響を少なくできること。

エ 民間施設や新スタジアムの整備に当たって、卸売市場の再整備事業スケジュールに影響されずに進めることができること。

オ 卸売市場と新スタジアムの双方が民間施設と隣接していることから、民間施設との連携や相乗効果が期待できること。

(2) 施設配置における留意点

ア 卸売市場の再整備に当たっては、現施設で営業しながらの工事となるため、卸売市場の業務に支障が生じないように留意します。

イ 民間施設①の整備に当たっては、整備を行う事業者に対し、近隣住宅地に対する光害や騒音への配慮を求めます。

ウ 民間施設①と新スタジアムや民間施設②との歩行者動線が市道金足添川線 (横山金足線) により分断されることから、利用者の安全性、回遊性、交流性の確保に努めます。

(3) 土地利用上の手続と課題

4章(1)の施設配置図における土地利用条件

- ①卸売市場 : 市街化区域に整備
- ②新スタジアム : 市街化調整区域、農用地区域に整備
- ③民間施設 : 市街化調整区域、農用地区域に整備

※当該範囲の農地が農用地区域から除外された場合は、第1種農地に区分されます。

ア 都市計画法

【手続】都市計画法第29条第1項に基づく開発許可⁹手続が必要となります。

【課題】市街化調整区域における開発許可の要件（同法第34条）に規定する施設用途の立地基準に合致しない施設は許可が得られません。

イ 農業振興地域の整備に関する法律（農振法）

【手続】農振法第13条に基づく農用地区域からの除外¹⁰が必要となるほか、同法第7条に規定する農業振興地域の変更を検討する必要があります。

【手続】本計画により生じる現卸売市場敷地南側の農業振興地域の一部飛地については、農振法第7条に規定する農業振興地域の変更および同法第13条に基づく農用地区域からの除外を検討する必要があります。

【課題】民間施設を整備する場合は、農用地区域からの除外要件を満たしていないため、除外が認められません。

ウ 農地法

【手続】農地法第5条の規定により、農地転用許可¹¹が必要となります。

【課題】卸売市場以外は、農用地区域内農地であるため、原則農地転用許可が認められません。

9. **開発許可**：建築物の建築等を目的として行う土地の区画形質の変更（道路等の公共施設の新設や廃止、一定以上の切土・盛土等）。市街化調整区域では、開発行為の規模によらず許可を要し、立地基準への適合が求められます。

10. **農用地区域からの除外**：農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域から除外するときは、優良農地の確保や営農環境等に支障を及ぼさないなどの観点からなる5要件を全て満たす必要があります。

11. **農地転用許可**：優良農地の確保と計画的な土地利用推進のため、農地を農地以外のものに転用する場合は、許可が必要となります。農地は、その位置や自然条件、都市的環境等により5つに区分され、それぞれの区分ごとの許可要件に適合する必要があります。

（①農用地区域内農地、②甲種農地、③第1種農地、④第2種農地、⑤第3種農地）

(4) モデル地区を実現するための考察

土地利用上の課題を解決するためには、現在の市街化調整区域を市街化区域へ編入する「区域区分の変更（国の同意を得て秋田県が決定）」がありますが、人口減少下において市街化区域を拡大することは、ハードルが高いと認識しています。

そのため、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」という。）の活用と比較検討します。

手法1 区域区分の変更（市街化調整区域を市街化区域とする手続）

ア 目的

区域区分の設定は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることを目的として、地域の実情に即した都市計画を策定する上で根幹をなすものです。そのため、変更にあたっては、県が実施する都市計画基礎調査の結果に基づき、都市圏全体の将来人口等を推計し、目標年次に必要と見込まれる市街地面積が市街化区域内で不足する場合は、区域区分の見直しの検討が必要となります。

イ 区域区分の決定権者

秋田県知事（農林水産大臣協議・国土交通大臣同意）

ウ 変更手続

(ア) 県が人口規模、市街地の面積等の現況および将来の見通しを調査する都市計画基礎調査を実施します。

(イ) 都市計画基礎調査の結果を基に、県が都市計画区域内の目標をはじめ、土地利用、都市施設の整備等の主要な都市計画の方針を示す「都市計画区域マスタープラン」および「区域区分の変更」の計画素案を作成します。

(ウ) 計画素案について、県が国と調整・協議を行うほか、公聴会を開催します。

(エ) (ウ)の結果を基に、県が計画原案を作成し、関係市からの意見聴取および公衆縦覧を実施します。

(オ) (エ)の結果を基に、県が計画案を作成し、県都市計画審議会へ付議の後、国と協議し同意を求めます。

(カ) 国の同意の後、県が都市計画の変更を告示します。

手法2 地域未来投資促進法の活用

ア 法律の目的

地域未来投資促進法は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的波及効果を及ぼす事業を実施する民間事業者等を支援することにより、地域の成長発展の基盤強化を図ることを目的としています。

イ 基本計画の策定

市は、県と共同により国の方針に基づき地域の特性を生かした成長性の高い事業分野とその活用戦略、土地利用の調整の基本的事項、重点促進区域等を盛り込んだ地域経済牽引事業の促進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を作成し、国の同意を得る必要があります。

ウ 事業者への支援措置

国の同意が得られた基本計画に基づき、市が土地利用調整計画を策定した上で、事業者が地域経済牽引事業計画を作成し、県の承認が得られれば、事業者は税制、金融、規制等各種支援措置を受けることができます。

エ モデル地区との親和性

(ア) 官民連携の取組

地域の特性を生かした事業の生み出す経済的効果に着目し、これを最大化するための支援を行う同法の活用は、市と民間事業者がそれぞれの役割を担い、官民連携によるモデル地区を進める本事業においても、その目的が合致するものです。

(イ) 地域の特性

対象の範囲には、卸売市場があり、周辺には泉外旭川駅や秋田自動車道秋田北インターチェンジ、クルーズ船が寄港する秋田港にも近く、新たな幹線道路の整備も進められているなど、交通や物流において利便性の高い地域です。また、市街地に隣接して田園が広がっていることから、ICTを活用したスマート農業などの次世代型農業の展開が期待できます。さらに、新スタジアム整備により集客や交流人口増加が期待されるとともに、現在計画が進められている洋上風力発電などの再生可能エネルギーを活用した社会の構築や、広域防災拠点としての活用も見込まれます。

(ウ) 目指す方向性

これらの地域の特性を生かした地域経済牽引事業の実施が想定されることから、本区域を重点促進区域として観光・スポーツ・文化・まちづくりや農林水産・地域商社、環境・エネルギーなどの分野を活用戦略とする地域経済牽引事業の促進を目指します。

オ 土地利用上の課題への対応

(ア) 4章(3)イの課題に記載する要件を満たすことが前提となりますが、課題に対応する同法に基づく支援措置の一つに規制の特例措置として農地転用許可等の手続に関する配慮があることから、農用地区域からの除外および第1種農地における農地転用許可が見込まれます。

(イ) 農用地区域からの除外等、土地利用規制を解除した後、当該重点促進区域をモデル地区として、特区的に都市計画法に基づく地区計画を設定することで、地区の特性にふさわしい土地利用の誘導を図りながら、モデル地区において整備を検討する要素である新スタジアムや民間施設の整備が見込まれます。

(5) 土地利用上の課題への対応

以上のとおり、区域区分の変更と地域未来投資促進法に基づく特例措置を比較した結果、現時点では、土地利用上の課題への対応として、より本市の考えや目的に合致する「地域未来投資促進法」の活用を第一に準備を進めつつ、手法1の都市計画法に基づく区域区分の変更についても、並行して検討を進めていきます。

	手法1 都市計画法に基づく 区域区分の変更	手法2 地域未来投資促進法に基づく 特例措置の活用
ア モデル地区整備との整合	制度上、秋田市の都市計画区域内で可能な手続であるが、地域を特定して実施するモデル地区の趣旨とは合致しない。	地域の特性を生かした事業が生み出す経済的効果に着目する本手法は、エリアを特定し、官民連携によるモデル地区を進める本事業において、その趣旨が合致する。
イ 国・県との協議	制度上は可能であるが、人口減少下の本県・本市において市街化区域を拡大する理由付けが困難である。	農地関係規制の解除については他都市の事例もあり、地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針に適合するよう秋田県とも協議を進める。
ウ 想定スケジュール	秋田県においては事例がなく、手続に要するスケジュールが見通せない。	令和5年度に基本計画、6年度に土地利用調整計画を策定することで、民間施設については、8年度以降、事業着手が可能と想定している。（卸売市場再整備は、7年度からの着手を想定。）
エ 土地利用の方針	市街化区域に変更した場合、将来的な民間事業者による開発の抑制は困難である。	都市計画法に基づく地区計画を設定することで、地区の特性にふさわしい土地利用の誘導が図られ、良好な都市環境が維持・形成できる。
オ その他		事業主体ごとに「地域経済牽引事業計画」の策定が必要となるが、事業者は税制、金融、規制等各種支援措置を受けることが可能となり、地元企業の参画を誘引する。

(6) 地域未来投資促進法の活用を進める場合の手続

秋田県産業労働部産業政策課を窓口として、検討の状況を随時情報提供するとともに、東北経済産業局地域経済部企業成長支援課との協議も遅滞なく進めます。

ア 地域未来投資促進法第4条第1項に基づく基本計画の作成に当たり、「重点促進区域」を設定し、当該区域での土地利用調整を行うための整理が必要であることから、庁内関係課所室を含めた検討を進め、共同で作成することとなる秋田県と連携します。

イ 地域未来投資促進法第11条第1項に基づく土地利用調整計画の作成に当たり、国土形成計画その他法律の規定による地域振興に関する計画および道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は県の計画ならびに都市計画および都市計画法第18条の2に定める総合都市計画ならびに農業振興地域整備計画との調和が保たれたものになるよう精査します。

ウ 地域未来投資促進法第13条第1項に基づき事業者が作成する地域経済牽引事業計画については、基本計画と適合した内容とする必要があり、県の承認を得るために、市は適宜必要な助言等を行い、地域経済牽引事業計画の作成を支援します。

(7) 関連する個別計画の精査

ア 第4次秋田市国土利用計画（令和3年6月）

本事業の土地利用に対応した秋田県土地利用基本計画図の変更および秋田市国土利用計画の見直しの必要性を検討します。

イ 第7次秋田市総合都市計画（令和3年6月）

都市計画法に基づく地区計画を設定するに当たり、その方針を秋田市総合都市計画に位置付ける必要性を検討します。

ウ 秋田市立地適正化計画（平成30年3月）

本事業が特区的な取組であることを秋田市立地適正化計画に位置付ける必要性を検討します。

エ 秋田農業振興地域整備計画（平成30年3月）

農用地区域からの除外に伴い、秋田農業振興地域整備計画を変更する必要があります。

<その他、関連する個別計画の例>

第3次秋田市総合交通戦略（令和3年3月）

第3次秋田市公共交通政策ビジョン（令和3年3月）

第6次秋田市農林水産業・農村振興基本計画（令和3年3月）

秋田市環境基本計画（平成29年10月）

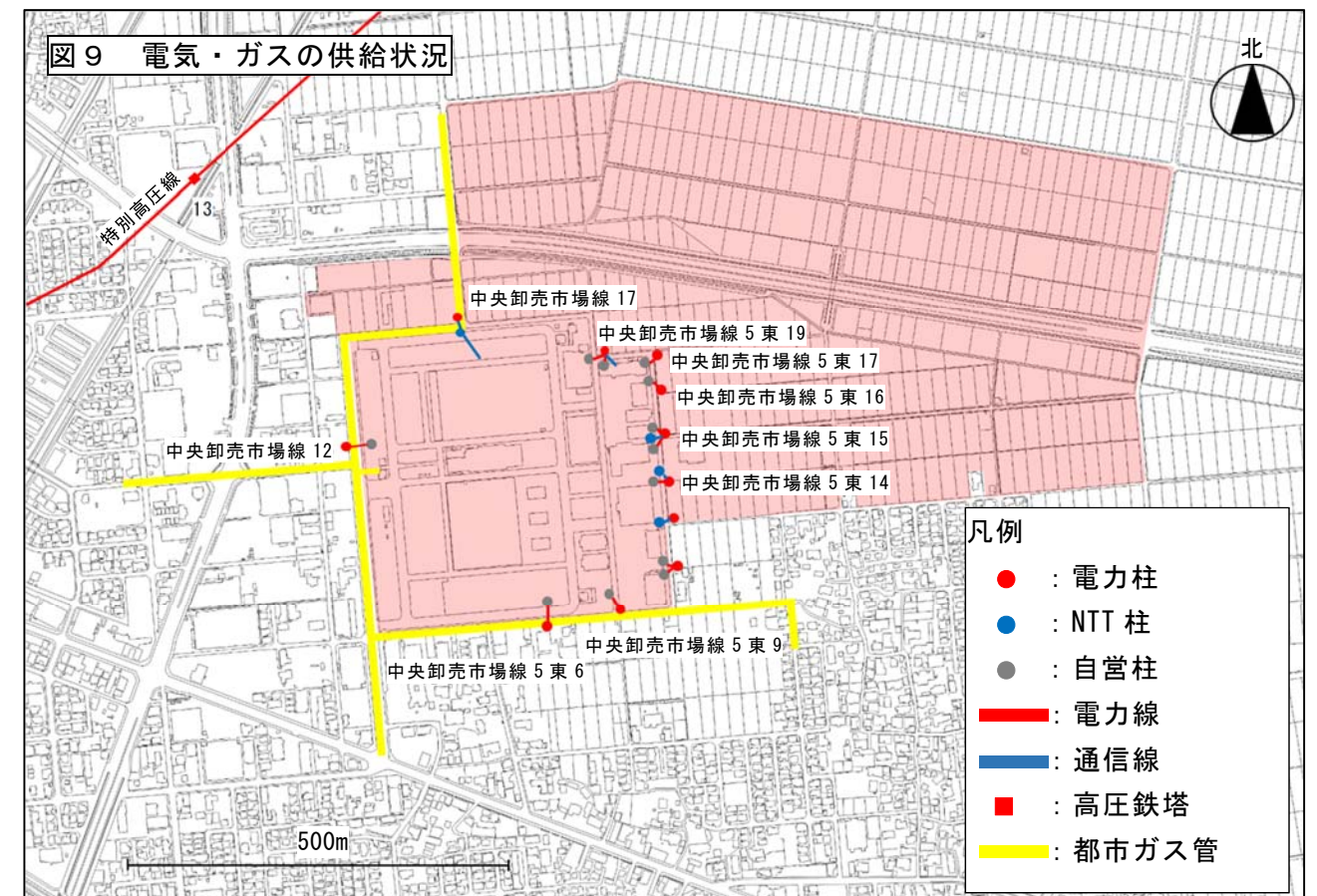
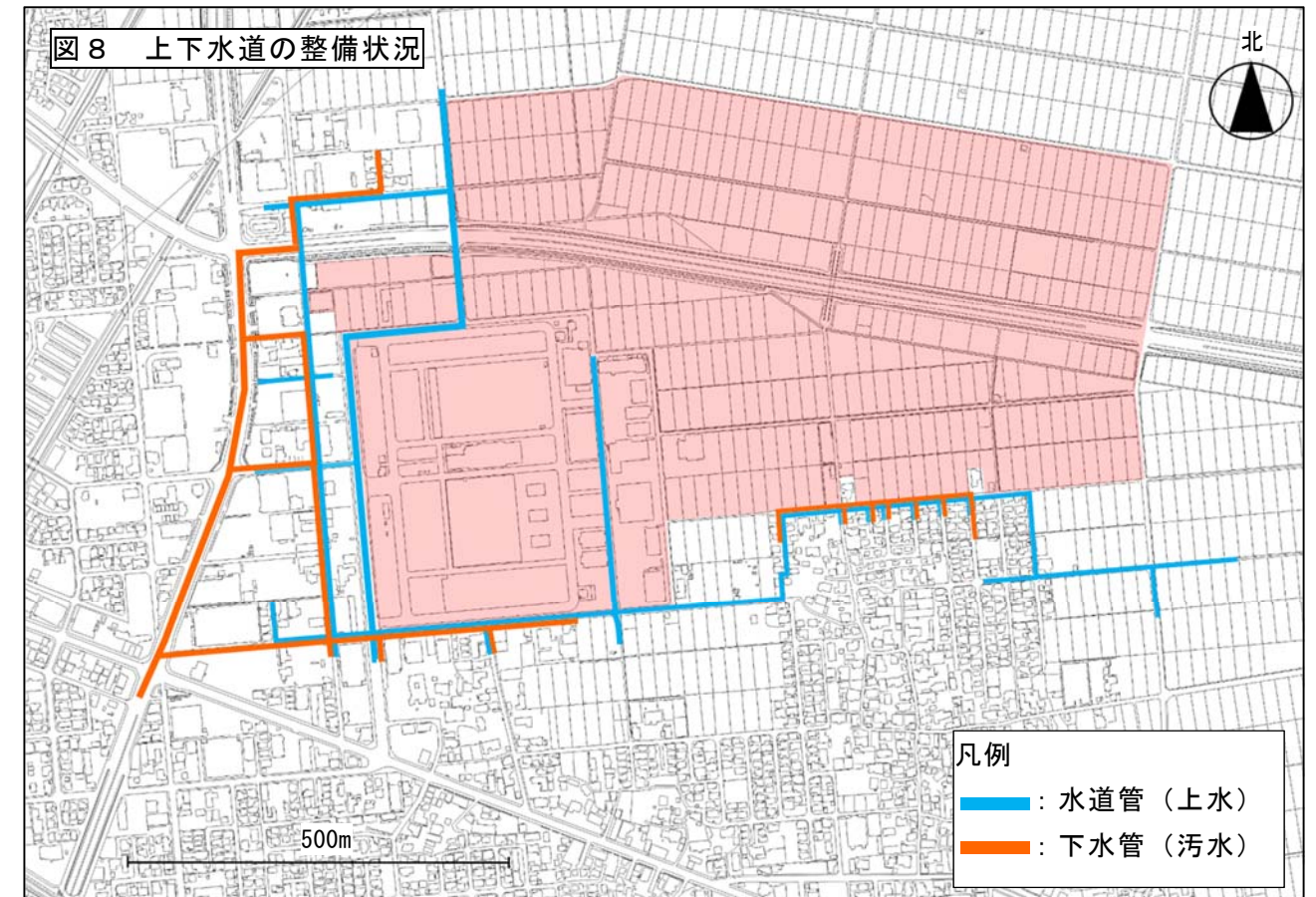
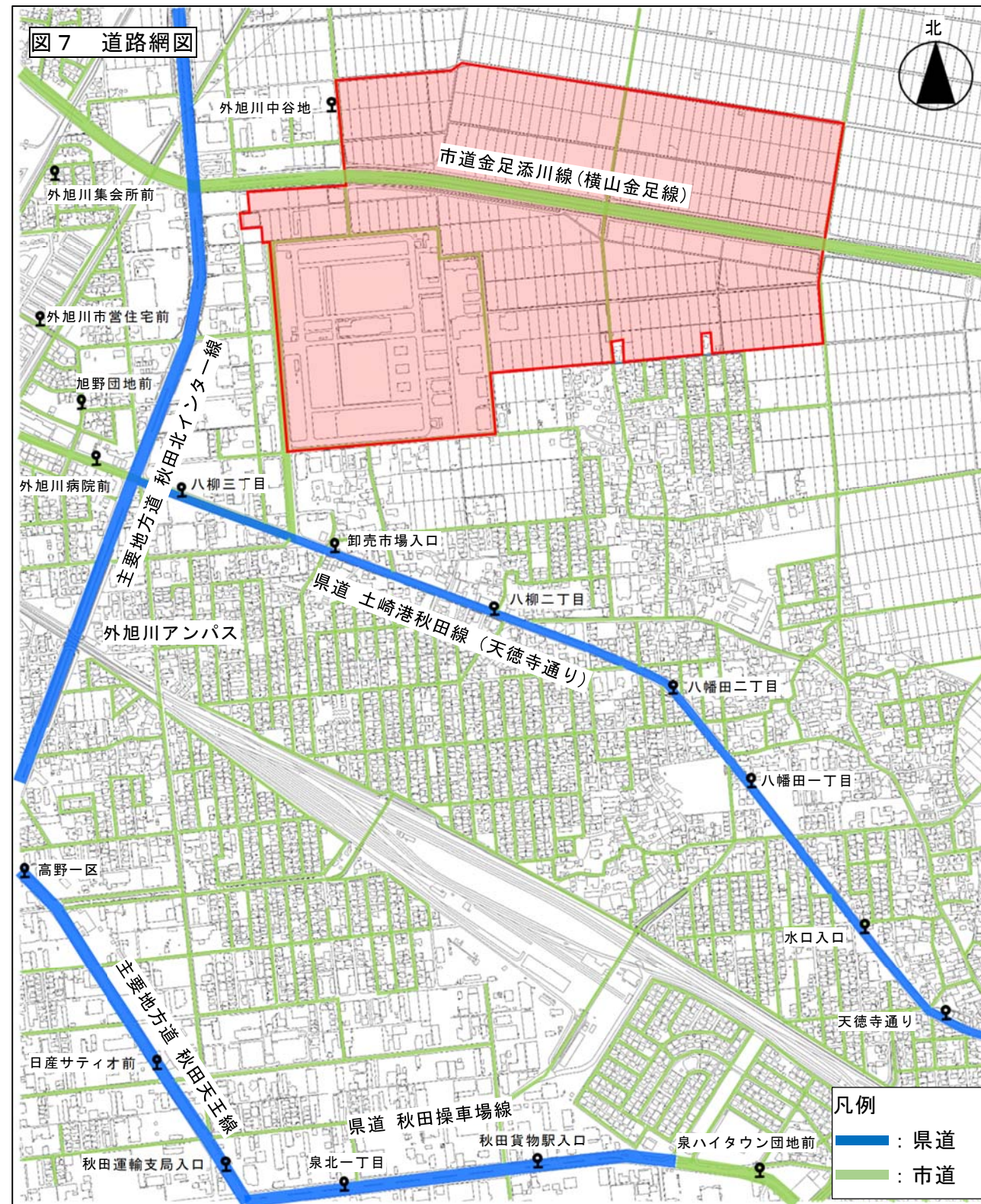
秋田市地球温暖化対策実行計画（令和3年6月）

第20次修正秋田市地域防災計画（平成31年3月）

5章 インフラ整備方針

(1) モデル地区周辺の既存インフラの状況

モデル地区周辺の道路、上下水道、電気・ガスなどの既存インフラの状況は、次のとおりです。



(2) インフラ整備方針

モデル地区におけるインフラ整備については、以下の方針で検討を進めます。

ア 道路・上下水道等

道路整備については、検討が進められている卸売市場再整備基本構想と歩調を合わせながら、秋田北インターチェンジなどからのアクセス性の向上、交通渋滞の軽減、安全で安心な道路交通を確保するため、市道金足添川線（横山金足線）など周辺道路の交通解析等の調査を行い、交通処理計画を検討した上で、必要な交差点改良や道路改良を行います。

また、上下水道、ガス、電力、通信施設等については、検討が進められている卸売市場再整備基本構想の策定状況、3章(2)の施設配置図に基づき、各施設管理者と協議の上、必要な整備について検討を行います。

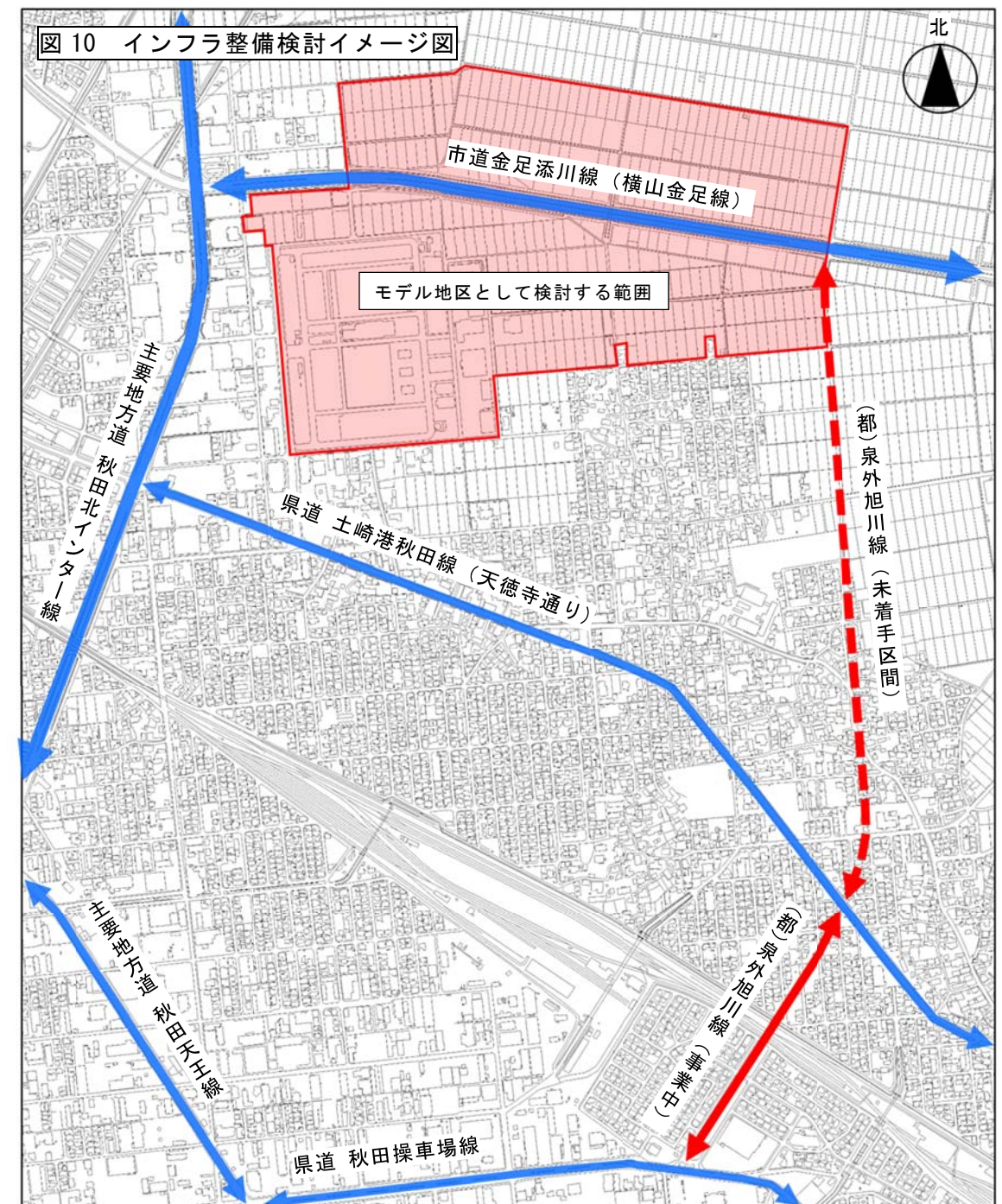
イ 連絡通路・ロータリー

市道金足添川線（横山金足線）の上部を横断する連絡通路については、民間施設（観光・集客施設1）と新スタジアムや民間施設（観光・集客施設2、3）との歩行者動線が既存道路により分断されることから、利用者の安全性、回遊性、交流性を確保するために有効な施設であると考えます。また、ロータリーについては、モデル地区と泉外旭川駅などを結ぶシャトルバスなどの乗り入れを想定していることから、今後、これらの施設のモデル地区における整備の必要性について検討を行います。

(3) 都市計画道路泉外旭川線について

都市計画道路泉外旭川線については、交通渋滞の緩和や交通の円滑化、歩行者の安全性の向上等を図るため、当該道路の一部区間 600m（泉菅野～外旭川字八幡田）を事業中であり、令和7年度末までの完成を目指して、現在、JR奥羽本線のアンダーパス工事が行われています。

当該モデル地区東側に位置する未着手区間 1,230m（外旭川字八幡田～字木崎）については、事業中区間の進捗状況などを踏まえるとともに、モデル地区整備と歩調を合わせながら、事業化について検討を進めます。



6章 想定事業スケジュール

内容等		事業主体	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)
総合計画	推進計画	市(企画調整課)		検討					
外旭川地区まちづくり	基本構想	市(まちづくり戦略室)	策定						
	基本計画	市(まちづくり戦略室)		策定					
地域未来投資促進法	基本計画	県・市共同		策定	同意	計画期間			
	土地利用調整計画	市(まちづくり戦略室)			策定	同意			
農振法	農用地区域除外	事業者			手続	除外			
農地法	農地転用許可	事業者				手続	許可		
都市計画法	地区計画策定	市(都市計画課)			手続	決定			
	開発許可	事業者				手続	許可		
卸売市場再整備 ※現時点の想定であり、卸売市場再整備基本構想の検討過程で変更となる場合があります。	基本構想	市(市場管理室)	策定						
	基本計画	市(市場管理室)		策定					
	基本設計・実施設計	市(市場管理室)			設計				
	卸売市場再整備工事	市(市場管理室)				工事着手			
新スタジアム整備	地域経済牽引事業計画	事業者			策定				
	設計・工事	事業者			※事業者により前後あり		事業着手		
民間施設整備	地域経済牽引事業計画	事業者			策定				
	設計・工事	事業者			※事業者により前後あり		事業着手		

※地域未来投資促進法に基づく計画期間は原則5年間ですが、地域未来投資促進法の事務手続や卸売市場の工程などによりスケジュールが前後する場合があります。

※新スタジアムや民間施設の完成時期は、施設の規模や機能を具体化する過程で提示します。

(1) 地域への経済効果

土地の造成や施設の整備に伴う建築・電気・機械等の建設需要では、地元事業者への受注に加え、県産材など地元の建築資材の活用が期待されます。

また、地元企業は、官民連携の本事業に参画することで、新たなノウハウを獲得し企業力を向上させることが期待され、これにより地域経済への好循環が拡大し、所得の増加や雇用の拡大が見込まれます。

さらに、消費者の選択肢が広がることや体験型サービスの提供により、広域から人が集まりにぎわいが創出されるとともに、先端技術の活用により、ビジネスの効率化や省力化が進み、人的資源の有効活用が図られます。

<他地域での取組例>

フェリカポケットマーケティングの市民向けアプリ「よむすび」

地域ポイント機能や地元商店街等の広告を始めとした、地域住民の利便性向上に役立つアプリを活用し地域経済の循環拡大等に取り組んでいます。

- ・「デジタルプレミアム商品券」「地域通貨機能」「地域ポイント機能」「広告・販促機能」の4つのメイン機能を搭載。
- ・スマホアプリを通じて、個人に最適化した情報をお届けすることで、ひとり一人の充実した毎日をサポート。

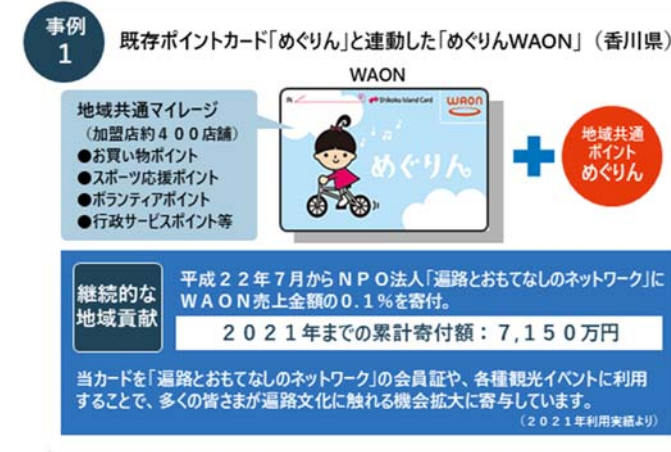
イオンの電子マネー「WAON」を活用した地域貢献策

- ・地域通貨として行政・自治体や地元商店街と連携した新たな地域ポイントカードを活用し、中心市街地との循環を促進します。
- ・電子マネーWAONを中心市街地でも活用できるように連携、利用に応じて地域ポイントの付与や、計画地の施設にて来店ポイントを付与します。
- ・地域ポイントは地元商店街で利用可能とし、地元商店街の更なる利用促進と利用者の循環促進に寄与します。

【WAONについて】

WAONは、自治体・商工会と協定を締結することで、利用金額の0.1%をイオンが自治体などに寄付。全国各地の自治体で地域経済活性化や地域の環境保全などに役立っている。

事例1 地域ポイント・コミュニケーションツール「めぐりんWAON」



- ・発行枚数：170,000枚
- ・年間決済額：約34億円
- ・加盟店：約550店

- ・ポイントカードに加え、サイテックアイ(株)(香川県高松市)とフェリカポケットマーケティング(株)は、市民向けアプリ「よむすび」を活用し、高松市を中心にめぐりんポイントが使える決済プラットフォームアプリ「My Digital Wallet」を共同で展開している。

事例2 苫小牧市と連携した地域ポイント「とまチョップWAON」



- ・発行枚数：50,000枚
- ・年間決済額：約19億円
- ・加盟店：約150店

- ・150以上の行政サービスやイベント、ボランティアでポイントが貯まり、行政の効率化・DX¹²にも貢献している。
- ・2022年4月にスマートフォンアプリ「とまチョップポイント」をリリース。アプリでポイントの付与・利用が可能になったほか、ポイントが貯まって使えるお店や公共施設、イベントなどの情報を掲載し、最新情報も常時更新している。

12. DX(デジタルトランスフォーメーション)：デジタル技術の活用による新たな商品・サービスの提供、新たなビジネスモデルの開発を通じて、社会制度や組織文化なども変革していくような取組。

(2) 地元企業の活用方針

ア 地元企業・地元商店街との連携

メディア媒体との連携や、工事・維持管理・運営面での活用等、積極的に地元企業を起用し、地元企業の振興に努めます。

また、中心市街地の大型商業施設や地元商店街とも連携し、共通のフラッグを使用した回遊性を高めるイベントの実施やスタンプラリーの開催など、一緒に秋田市を盛り上げるための取組を通じて既存事業者とモデル地区との相乗効果の創出を図ります。

<他地域での取組例>

イオンモール松本とパルコ松本、3商店街の例

イオンモール松本、パルコ松本、そしてそれぞれを結ぶルートとなる3つの通り（合計181店舗：伊勢町通り50店舗、本町通り29店舗、中町通り102店舗）の商店街とで連携して共通の街頭フラッグを飾り回遊性を高めるとともに、スタンプラリーを実施しました。

この取組は、商業都市であり観光都市でもある松本市が掲げる松本市商業ビジョンに、重点事業として設定されている「キャッシュレスの推進」と「think local, buy local」運動～地域の魅力を地域で支える～」を積極的に推進することで、中心市街地の商業地としての魅力を高めるまちづくりの先駆けとし、withコロナ時代に合わせた街との共存共栄による地域活性化を目指して実施されたものです。

- ①中町商店街 歩行者天国の開催
- ②松本クラフト推進協会とのコラボ販売会（県内の作家限定）
- ③PARCOのキャラクター「パルコアラ」が、イオンモール松本の1日店長
- ④商店街に隠れたパルコアラを探しSNSへ投稿した方へ抽選で賞品をプレゼント

イ 地元の県産材を活用した施設計画

秋田県産の木材など、地元の建築資材を活用した施設整備を行うことで、地域経済への波及効果の拡大や健全な林業保全に努めます。

<他地域での取組例>

イオンタウン品川旗の台（2022年12月開店予定）

多摩地域はもとより日本各地の森林では、戦後植栽したスギやヒノキの人工林が利用の時期を迎えている。大消費地である東京での木材利用を拡大し、森林整備の促進につなげていくことが必要との考えのもと、商業施設において、都民の目に触れ接することができる建築物の外壁や外構に広く木材の利用を進めることで、多摩産木材等の普及と需要拡大を図ることを目的に施設づくりを行っています。



	国産材		多摩産材		合計	
	使用面積	使用量	使用面積	使用量	使用面積	使用量
1階	65.75㎡	0.99㎡	25.38㎡	0.38㎡	91.13㎡	1.37㎡
2階	58.28㎡	0.87㎡	53.12㎡	0.80㎡	111.40㎡	1.67㎡
3階	75.37㎡	1.13㎡	20.80㎡	0.31㎡	96.17㎡	1.44㎡
計	199.40㎡	2.99㎡	99.30㎡	1.49㎡	298.70㎡	4.48㎡

※公益財団法人 東京都農林水産振興財団「木の街並み創出事業」認定施設

ウ 地元企業の育成・就業希望者とのマッチング促進

事業パートナーと共にまちづくりに参画する地元の協力企業にとっては、様々なノウハウや実績を持つ企業等との連携により新たな経験やノウハウを蓄積することで、ここでの経験と地元ならではのきめ細かな対応や迅速性などの優位性を生かした新たなビジネスチャンスの萌芽となることが期待されます。

また、モデル地区内に整備を検討している「先進ビジネスセンター」では、企業と学生、移住者等とのマッチングの場を提供し、本市での就職の機会と雇用の増加を促進します。

エ 若者の起業活動支援

起業を目指す若者の活動を支援するため、若者向けの起業支援ブースを設置するほか、期間限定でお試し出店できるチャレンジショップの設置など、チャンスをつかめる環境を整備することで、若者のチャレンジを後押しし、本市への定着・流入を促進します。

(3) 中心市街地等との対応

人口が減少している中で、市街化調整区域において開発を行うことは、にぎわいの持続に必要な要因が分散化する懸念がありますが、これらを解決するための手法として、モデル地区を新たなにぎわい創出の起点として集客力を高め、中心市街地との相乗効果を生むことが重要となります。

また、人口減少・少子高齢化が一層進むと、民間をはじめ公共サービス部門でも人材不足が深刻化することが見込まれることから、官民サービスの集約化やデータ利活用による市全体のDX推進に寄与するとともに、市民生活の質の向上にも努めます。

ア 新たなにぎわいの創出

新スタジアムなどを含むモデル地区を、本市の新たなにぎわい創出の起点とするとともに、サッカー観戦やクルーズ船客の周遊観光など、県内外からの来訪者を増加させるための観光の拠点として位置付け、県全体の交流人口の増加を目指す新たなにぎわい創出のトリガーとします。

また、秋田駅や泉外旭川駅、秋田大学や高等教育機関等とモデル地区をシャトルバスで結び、相互間をスムーズに移動できるようにすることに加え、千秋公園や文化施設等の魅力をICTを活用したバーチャルな観光体験や4K・8K映像の活用により、疑似体験、情報発信することにより、中心市街地等にも相乗的ににぎわいを波及させていきます。

イ ICカード（電子マネー）を活用した地域貢献策の検討

地域通貨として市や地元商店街と連携した新たな地域ポイントカードを活用し、中心市街地との循環を促進する手法について検討します。

<他地域での取組例>

紋別市商店街連合会とイオン北海道の例

WAONカードを活用し、地域ポイントの「紋太ポイント」をイオン紋別来店時に付与し、商店街ではWAONカードで決済できる仕組みを採用しています。この取組は、中小企業庁の「はばたく商店街30選」に選定されています。

イオン久里浜（神奈川県横須賀市）の例

イオン久里浜店は、久里浜駅から徒歩5分の久里浜商店会（協）のとなりに店舗を構え、2008年に開店してから同商店会に加盟しています。

同店の店長は代々役員として商店会の活動に携わっており、より多くのお客が商店会を回遊できるように、WAONカードを商店会の32店舗でも使える仕組みを構築しました。この取組は、開店当時、全国で初の事例として話題になり、今では、商店会のポイントもWAONカードと一体化して使うことができるようになっていきます。

※神奈川県と県内の経済団体からなる「かながわ商店街大賞実行委員会」による、第5回「かながわ商店街大賞」の大型店部門にて大賞を受賞（2016年）

ウ アプリを活用した地元店舗支援策の検討

市民にとってお得な情報など、地元商店街のニュースを簡単に配信することができるアプリを提供し、利用者に向けた効果的なPRのサポート手法について検討します。

<他地域での取組例>

「MORIO-J」カード・アプリ（岩手県盛岡市）の例

盛岡商工会議所・盛岡市・地域商店街が出資して2014年11月に設立した盛岡Value City株式会社は、地域循環型の経済を実現するために、地域共通ポイントカード「MORIO-Jカード」を発行しました。利用開始から1年半で発行枚数は10万枚を超え、2021年3月には、盛岡市地域電子マネーアプリ「MORIOペイ」をリリース。地元商店街のPRの場や、地域コミュニティのツールとして、「盛岡をお得に楽しむ」ご当地WAONカードとアプリケーションを展開しています。



- ・発行枚数：100,000枚
- ・年間決済額：約6億円
- ・加盟店：約477店

(1) 官民連携事業におけるリスク項目の整理

モデル地区での事業手法は今後検討を行います。官民連携手法による事業の実施に当たっては、業務の一部を民間に任せることに伴い、従来まで公共が負ってきた事業リスクの一部を民間と分担する必要があることから、現時点のリスク項目を整理し、その分担についても今後検討を行うものとします。

参考資料

PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン【抜粋】
(内閣府 令和3年6月)

一 リスクの分担等の基本的留意点

- 1 協定等の締結の時点では、選定事業の事業期間中に発生する可能性のある事故、需要の変動、天災、物価の上昇等の経済状況の変化等一切の事由を正確には予測し得ず、これらの事由が顕在化した場合、事業に要する支出または事業から得られる収入が影響を受けることがある。選定事業の実施に当たり、協定等の締結の時点ではその影響を正確には想定できないこのような不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性をリスクという。

二 リスク分担に当たってのリスク要素

- 1 調査、設計に係るリスク
- 2 用地確保に係るリスク
- 3 建設に係るリスク
- 4 維持管理・運営に係るリスク
- 5 事業終了時点でのリスク
- 6 各段階に共通するリスク

(2) 関連法令の整理

今後、モデル地区における取組の具体化と併せて、事業の実施に当たり、関係する法令と必要となる手続の整理を行います。

<関係法令のうち代表的なもの>

- ・都市計画法
- ・農業振興地域の整備に関する法律
- ・農地法
- ・建築基準法
- ・消防法
- ・大規模小売店舗立地法
- ・卸売市場法
- ・景観法
- ・駐車場法
- ・土壌汚染対策法
- ・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

(3) アドバイザリー業務受託者からの助言等

アドバイザリー業務受託者である株式会社日本経済研究所からは、以下の点について留意するよう助言を受けており、引き続き、検討を行います。

ア 官民連携事業である本事業の特徴に関する留意点

- ・官と民の役割分担の整理（事業主体等）
- ・まちづくりの目的の実現と継続性の確保
- ・インフラ整備に関する役割分担の明確化

イ 事業期間に関する留意点

- ・物価変動（建設費、人件費、光熱費等）時の対応
- ・需要変動（事業内容、技術革新等）時の対応
- ・資金調達の実現性

ウ 建設地に関する留意点

- ・地盤状況の確認と対応
- ・土壌汚染が確認された場合の対応
- ・用地確保の実現性
- ・周辺道路を含めた渋滞解消への対応